

○ 電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文 (傍線部分は改正部分)
電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)【第一条関係】

改正案	現行
<p>(電圧及び周波数) 第二十六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その供給する電気の電圧及び周波数を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。</p> <p>(使用前安全管理検査)</p> <p>第五十条の二 第四十八条第一項の規定による届出をして設置又は変更の工事をする事業用電気工作物(その工事の計画について同条第四項の規定による命令があつた場合において同条第一項の規定による届出をしていないもの及び第四十九条第一項の経済産業省令で定めるものを除く。)であつて、経済産業省令で定めるものを設置する者は、経済産業省令で定めるところにより、その使用の開始前に、当該事業用電気工作物について自主検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。</p> <p>2、7 (略)</p>	<p>(電圧及び周波数) 第二十六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 電気事業者は、経済産業省令で定める方法により、その供給する電気の電圧及び周波数を測定し、その結果を記録しておかなければならない。</p> <p>(使用前安全管理検査)</p> <p>第五十条の二 第四十八条第一項の規定による届出をして設置又は変更の工事をする事業用電気工作物(その工事の計画について同条第四項の規定による命令があつた場合において同条第一項の規定による届出をしていないもの及び第四十九条第一項の経済産業省令で定めるものを除く。)であつて、経済産業省令で定めるものを設置する者は、経済産業省令で定めるところにより、その使用の開始前に、当該事業用電気工作物について自主検査を行い、その結果を記録しておかなければならない。</p> <p>2、7 (略)</p>

(溶接安全管理検査)

第五十二条 発電用のボイラー、タービンその他の経済産業省令で定める機械若しくは器具である電気工作物（以下「ボイラー等」という。）であつて、経済産業省令で定める圧力以上の圧力を加えられる部分（以下「耐圧部分」という。）について溶接をするもの若しくは発電用原子炉に係る格納容器その他の経済産業省令で定める機械若しくは器具である電気工作物（以下「格納容器等」という。）であつて溶接をするもの又は耐圧部分について溶接をしたボイラー等若しくは溶接をした格納容器等であつて輸入したものを設置する者は、その溶接について経済産業省令で定めるところにより、その使用の開始前に、当該電気工作物について自主検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。ただし、経済産業省令で定めるところは、この限りでない。

255 (略)

(定期検査)

第五十四条 発電用のボイラー、タービンその他の電気工作物のうち、公共の安全の確保上特に重要なものとして経済産業省令で定めるものであつて、経済産業省令で定める圧力以上の圧力を加えられる部分があるもの並びに発電用原子炉及びその付属設備であつて経済産業省令で定めるものについては、これらを設置する者は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める時期ごとに、経済産業大臣又は経済産業大臣が指定する者が行う検査を受けな

(溶接安全管理検査)

第五十二条 発電用のボイラー、タービンその他の経済産業省令で定める機械若しくは器具である電気工作物（以下「ボイラー等」という。）であつて、経済産業省令で定める圧力以上の圧力を加えられる部分（以下「耐圧部分」という。）について溶接をするもの若しくは発電用原子炉に係る格納容器その他の経済産業省令で定める機械若しくは器具である電気工作物（以下「格納容器等」という。）であつて溶接をするもの又は耐圧部分について溶接をしたボイラー等若しくは溶接をした格納容器等であつて輸入したものを設置する者は、その溶接について経済産業省令で定めるところにより、その使用の開始前に、当該電気工作物について自主検査を行い、その結果を記録しておかなければならない。ただし、経済産業省令で定めるところは、この限りでない。

255 (略)

(定期検査)

第五十四条 発電用のボイラー、タービンその他の電気工作物のうち、公共の安全の確保上特に重要なものとして経済産業省令で定めるものであつて、経済産業省令で定める圧力以上の圧力を加えられる部分があるもの並びに発電用原子炉及びその付属設備であつて経済産業省令で定めるものについては、これらを設置する者は、経済産業省令で定める時期ごとに、経済産業大臣又は経済産業大臣が指定する者が行う検査を受けなければならない。ただし、経済産業省令

ればならない。ただし、経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

(定期安全管理検査)

第五十五条 発電用のボイラー、タービンその他の経済産業省令で定める電気工作物（前条で定めるものを除く。）であつて、同条で定める圧力以上の圧力を加えられる部分があるものを設置する者は、経済産業省令で定めるところにより、定期に、当該電気工作物について自主検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

244 (略)

(指定)

第六十七条 第四十九条第一項又は第五十四条の指定は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める区分ごとに、第四十九条第一項の検査又は第五十四条の検査（以下この節並びに第九条の二及び第九十七条の三において「検査」と総称する。）を行おうとする者の申請により行う。

(報告の徴収)

第六十六条 経済産業大臣は、第三十九条、第四十条、第四十七条、第四十九条から第五十二条まで、第五十四条及び第五十五条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、原子力を

で定める場合は、この限りでない。

(定期安全管理検査)

第五十五条 発電用のボイラー、タービンその他の経済産業省令で定める電気工作物（前条で定めるものを除く。）であつて、同条で定める圧力以上の圧力を加えられる部分があるものを設置する者は、経済産業省令で定めるところにより、定期に、当該電気工作物について自主検査を行い、その結果を記録しておかなければならない。

244 (略)

(指定)

第六十七条 第四十九条第一項又は第五十四条の指定は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める区分ごとに、第四十九条第一項の検査又は第五十四条の検査（以下この節並びに第九条の二及び第九十七条の二において「検査」と総称する。）を行おうとする者の申請により行う。

(報告の徴収)

第六十六条

原動力とする発電用の電気工作物（以下「原子力発電工作物」という。）を設置する者に対し、その原子力発電工作物の保安に係る業務の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

2| 経済産業大臣は、前項の規定によるもののほか、同項の規定により原子力発電工作物を設置する者に対し報告又は資料の提出をさせた場合において、原子力発電工作物の保安を確保するため特に必要があると認めるときは、第三十九条、第四十条、第四十七条、第四十九条から第五十二条まで、第五十四条及び第五十五条の規定の施行に必要な限度において、当該原子力発電工作物の保守点検を行つた事業者に対し、必要な事項の報告又は資料の提出をさせることができる。

3| 経済産業大臣は、第一項の規定によるもののほか、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、電気事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

4| 経済産業大臣は、第一項の規定によるもののほか、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、自家用電気工作物を設置する者又は指定調査機関に対し、その業務の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

5| 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定検査機関、指定安全管理審査機関又は指定試験機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、電気事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

2| 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、自家用電気工作物を設置する者又は指定調査機関に対し、その業務の状況に関し報告をさせることができる。

3| 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定検査機関、指定安全管理審査機関又は指定試験機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第七百七条 経済産業大臣は、第三十九条、第四十条、第四十七条、第

四十九条から第五十二条まで、第五十四条及び第五十五条の規定の

施行に必要な限度において、その職員に、原子力発電工作物を設置

する者、燃料体の加工をする者又はボイラー等若しくは格納容器等

(原子力発電工作物に係るものに限る。)の溶接をする者の工場又

は営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、原子力発電工作物、

帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2| 経済産業大臣は、前項の規定による立入検査のほか、この法律の

施行に必要な限度において、その職員に、電気事業者の営業所、事

務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は電気

工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3| 経済産業大臣は、第一項の規定による立入検査のほか、この法律

の施行に必要な限度において、その職員に、自家用電気工作物を設

置する者又はボイラー等若しくは格納容器等の溶接をする者の工場

又は営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、電気工作物、帳簿

、書類その他の物件を検査させることができる。

4| 7| (略)

8| 第一項から第六項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認

められたものと解釈してはならない。

(原子力安全委員会への報告等)

第七百七条の二 経済産業大臣は、毎年度、第四十七条第一項及び第二

(立入検査)

第七百七条

経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職

員に、電気事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業

務若しくは経理の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を

検査させることができる。

2| 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職

員に、自家用電気工作物を設置する者、燃料体の加工をする者又は

ボイラー等若しくは格納容器等の溶接をする者の工場又は営業所、

事務所その他の事業場に立ち入り、電気工作物、帳簿、書類その他

の物件を検査させることができる。

3| 6| (略)

7| 第一項から第五項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認

められたものと解釈してはならない。

項、第四十九條第一項、第五十條の二第三項、第五十一條第一項及び第三項、第五十二條第三項、第五十四條並びに第五十五條第二項の規定による原子力発電工作物に係る認可、検査及び審査の前年度の実施状況について原子力安全委員会に報告し、必要があると認めるときは、その意見を聴いて、原子力発電工作物に係る保安の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

第百十六條 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第三条第一項の規定に違反して電気事業を営んだ者
- 二 第四十條（原子力発電工作物に係る場合に限る。）の規定による命令又は処分に違反した者
- 三 第四十七條第一項（原子力発電工作物に係る場合に限る。）の規定に違反して電気工作物の設置又は変更の工事をした者

第百十七條の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第四十九條第一項（原子力発電工作物に係る場合に限る。）又は第五十一條第一項若しくは第三項の規定に違反して電気工作物を使用した者
- 二 第五十條の二第一項、第五十二條第一項又は第五十五條第一項

（原子力発電工作物に係る場合に限る。）の規定に違反して、記

第百十六條 第三条第一項の規定に違反して電気事業を営んだ者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつた者

三 第五十条の二第三項、第五十二条第三項、第五十四条若しくは

第五十五条第二項（原子力発電工作物に係る場合に限る。）又は

第一百七条第一項の規定による審査又は検査を拒み、妨げ、又は忌

避した者

四 第一百六条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、

又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

第一百七十七条の三（略）

第一百七十七条の四（略）

第一百八条 次の各号のいずれかに該当する者は三百万円以下の罰金に処する。

一 一六（略）

七 第四十条（原子力発電工作物に係る場合を除く。）の規定による命令又は処分に違反した者

八（略）

九 第四十七条第一項（原子力発電工作物に係る場合を除く。）の規定に違反して電気工作物の設置又は変更の工事をした者

第一百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

第一百七十七条の二（略）

第一百七十七条の三（略）

第一百八条 次の各号の一に該当する者は三百万円以下の罰金に処する。

一 一六（略）

七 第四十条の規定による命令又は処分に違反した者

八（略）

九 第四十七条第一項の規定に違反して電気工作物の設置又は変更の工事をした者

第一百九条 次の各号の一に該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一〇三 (略)

四 第四十九条第一項(原子力発電工作物に係る場合を除く。)の規定に違反して電気工作物を使用した者

第一百九条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした指定検査機関、指定安全管理審査機関又は指定試験機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一〇三 (略)

四 第六十条第五項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

五 第七十条第六項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第二百十條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一〇四 (略)

五 第二十六条第三項又は第五十条の二第一項、第五十二条第一項若しくは第五十五条第一項(原子力発電工作物に係る場合を除く。)の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつた者

六・七 (略)

八 第五十条の二第三項、第五十二条第三項、第五十四条若しくは第五十五条第二項(原子力発電工作物に係る場合を除く。)又は

一〇三 (略)

四 第四十九条第一項又は第五十一条第一項若しくは第三項の規定に違反して電気工作物を使用した者

第一百九条の二 次の各号の一に掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定検査機関、指定安全管理審査機関又は指定試験機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一〇三 (略)

四 第六十条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 第七十条第五項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第二百十條 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一〇四 (略)

五 第二十六条第三項、第五十条の二第一項、第五十二条第一項又は第五十五条第一項の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者

六・七 (略)

八 第五十条の二第三項、第五十二条第三項、第五十四条、第五十五条第二項又は第七十条第一項から第四項までの規定による審査

第七十七条第二項から第五項までの規定による審査又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

九〇十一 (略)

十二 第二百二条又は第六十六条第二項から第四項までの規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

第二百一十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第十六条第二号又は第三号 三億円以下の罰金刑

二 第十七条の二 一億円以下の罰金刑

三 第十六条第一号、第十七条、第十八条、第十九条又は

前条 各本条の罰金刑

又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

九〇十一 (略)

十二 第二百二条又は第六十六条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第二百一十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、第十六条、第七十条、第七十一条、第七十二条又は前条の規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

改正案

現行

（報告徴収）

（報告徴収）

第六十七条（略）

第六十七条（略）

2 | 文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、前項の規定による報告の徴収のほか、同項の規定により製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者（第五十六条の三第一項の規定により保安規定を定めなければならないこととされているものに限る。）に報告をさせた場合において、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害を防止するため特に必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、これらの者の設置する製錬施設、加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設又は使用施設等の保守点検を行った事業者に対し、必要な報告をさせることができる。

3 | （略）

2 | （略）

4 | 文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第一項及び前項の規定による報告の徴収のほか、第六十一条の二の二第一項の規定の施行に必要な限度において、船舶の船長その他の関係者に対し、必要な報告をさせることができる。

3 | 文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、前二項の規定による報告の徴収のほか、第六十一条の二の二第一項の規定の施行に必要な限度において、船舶の船長その他の関係者に対し、必要な報告をさせることができる。

5 | （略）

4 | （略）

第六十八條の二 文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第六十七條第三項各号に掲げる指定検査機関等の区分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定検査機関等の事務所又は事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 (略)

(不服申立て等)

第七十條 この法律の規定により指定保障措置検査等実施機関が行う保障措置検査の業務に係る処分又は指定検査機関等が行う検査若しくは確認の業務に係る処分若しくはその不作為について不服がある者は、指定保障措置検査等実施機関が行う処分については文部科学大臣に、指定検査機関等が行う処分又はその不作為については第六十七條第三項各号に掲げる指定検査機関等の区分に応じ当該各号に定める大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

2・3 (略)

(原子力安全委員会への報告等)

第七十二條の三 文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、毎年度、次に掲げる認可及び検査の前年度の実施状況について原子力安全委員会に報告し、必要があると認めるときは、その意見を聴

第六十八條の二 文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第六十七條第二項各号に掲げる指定検査機関等の区分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定検査機関等の事務所又は事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 (略)

(不服申立て等)

第七十條 この法律の規定により指定保障措置検査等実施機関が行う保障措置検査の業務に係る処分又は指定検査機関等が行う検査若しくは確認の業務に係る処分若しくはその不作為について不服がある者は、指定保障措置検査等実施機関が行う処分については文部科学大臣に、指定検査機関等が行う処分又はその不作為については第六十七條第二項各号に掲げる指定検査機関等の区分に応じ当該各号に定める大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

2・3 (略)

いて、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

一 第十二条第一項、第二十二條第一項、第三十七條第一項、第四十三條の二十第一項、第五十條第一項、第五十一條の十八第一項及び第二項並びに第五十六條の三第一項の規定による保安規定及びその変更の認可

二 第十六條の二第一項及び第二項、第二十七條第一項及び第二項、第四十三條の八第一項及び第二項、第四十五條第一項及び第二項並びに第五十一條の七第一項及び第二項の規定による設計及び工事の方法並びにその変更の認可

三 第十六條の三第一項、第二十八條第一項、第四十三條の九第一項、第四十六條第一項、第五十一條の八第一項及び第五十五條の二第一項の規定による使用前検査

四 第十六條の四第一項、第二十八條の二第一項、第四十三條の十第一項、第四十六條の二第二項、第五十一條の九第一項及び第五十五條の三第一項の規定による溶接検査

五 第十六條の五第一項、第二十九條第一項、第四十三條の十一第一項、第四十六條の二の二第二項及び第五十一條の十第一項の規定による施設定期検査

第七十八條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

第七十八條 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第十二条第一項、第二十二條第一項、第三十七條第一項、第四十三條の二十第一項、第五十條第一項、第五十一條の十八第一項若しくは第二項又は第五十六條の三第一項の規定に違反した者

三 第十二条第三項、第二十二條第三項、第三十七條第三項、第四十三條の二十第三項、第五十條第三項、第五十一條の十八第四項又は第五十六條の三第三項の規定による命令に違反した者

四 第十二条第六項（第二十二條第六項、第三十七條第六項、第四十三條の二十第六項、第五十條第六項、第五十一條の十八第七項又は第五十六條の三第六項において準用する場合を含む。）の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

五 七（略）

八 第十六條の五第一項、第二十九條第一項、第四十三條の十一第一項、第四十六條の二の二第一項又は第五十一條の十第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

九 七（略）

二十八 第六十六條の二第二項の規定に違反した者

二十九 第六十七條第一項（製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者（次号及び第八十條において「製錬事業者等」という。）に係る部分に限る。）の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

一の二 二の二（略）

二の三 十（略）

三十 第六十八條第一項（製鍊事業者等に係る部分に限る。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第七十八條の四 我が国の領海の外側の海域にある外国船舶（船舶法第一条に規定する日本船舶以外の船舶をいう。以下同じ。）において第六十一条の二の二第一項の規定に違反した者は、千円以下の罰金に処する。

第七十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十一条、第二十一条、第三十四条、第四十三条の十七、第四十七条、第五十一条の十五又は第五十六条の二の規定に違反して記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備えて置かなかつた者

二 (略)

第七十八條の四 第六十六条の二第二項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十八條の五 我が国の領海の外側の海域にある外国船舶（船舶法第一条に規定する日本船舶以外の船舶をいう。以下同じ。）において第六十一条の二の二第一項の規定に違反した者は、千円以下の罰金に処する。

第七十九條 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

- 二 第十二条第一項、第二十二條第一項、第三十七條第一項、第四十三條の二十第一項、第五十條第一項、第五十一条の十八第一項若しくは第二項又は第五十六条の三第一項の規定に違反した者

三 第十二條第三項、第二十二條第三項、第三十七條第三項、第四

三〇五 (略)

六〇二十 (略)

第八十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一〇四 (略)

五 第六十一条の七の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備えて置かなかつた者

六〇八 (略)

九 第六十七条第一項（製錬事業者等に係る部分を除く。）、第二項、第四項又は第五項の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十三条の二十第三項、第五十条第三項、第五十一条の十八第四項又は第五十六条の三第三項の規定による命令に違反した者
四〇五の二 (略)
六〇二十 (略)

第八十条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条、第二十一条、第三十四条、第四十三条の十七、第四十七条、第五十一条の十五、第五十六条の二又は第六十一条の七の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備えて置かなかつた者

一の二 第十二条第六項（第二十二条第六項、第三十七条第六項、第四十三条の二十第六項、第五十条第六項、第五十一条の十八第七項又は第五十六条の三第六項において準用する場合を含む。）の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
一の三〇三 (略)

三〇二〇四 (略)

五 第六十七条第一項、第三項若しくは第四項の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十 第六十八条第一項（製錬事業者等に係る部分を除く。）、第二項から第四項まで又は第七項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

十一（略）

第八十条の四 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定検査機関等の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一（三）（略）

四 第六十七条第三項の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五（略）

第八十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第七十七条第一号から第三号まで、第四号（第二十三条第一項

第三号又は第五号に掲げる原子炉を設置した者（以下この条において「試験研究炉等設置者」という。）に係る部分を除く。）、

第四号の二、第五号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）

又は第六号から第七号の四まで 三億円以下の罰金刑

六 第六十八条第一項から第四項まで又は第七項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

七（略）

第八十条の四 次の各号の一に掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定検査機関等の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一（三）（略）

四 第六十七条第二項の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五（略）

第八十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第七十七条、第七十八条、第七十九条又は第八十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

二 第七十八條第一号、第二号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第三号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第四号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第六号、第七号、第八号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第十号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第十一号、第十二号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第十四号、第十五号、第十七号、第十八号、第二十号、第二十一号、第二十八号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第二十九号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）又は第三十号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）一億円以下の罰金刑

三 第七十七條（第一号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第七十八條（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第七十九條又は第八十條 各本条の罰金刑

（外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等）

第八十五條（略）

一 第七十八條（第六十一條の二の二第一項に係る部分に限る。）、第七十八條の四、第八十條（第六十七條第一項及び第四項並びに第六十八條第一項及び第三項に係る部分に限る。）又は第八十一條（第六十一條の二の二第一項、第六十七條第一項及び第四項並びに第六十八條第一項及び第三項に係る部分に限る。）の罪に当たる事件であつて外国船舶に係るもの（以下「事件」という。

（外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等）

第八十五條（略）

一 第七十八條（第六十一條の二の二第一項に係る部分に限る。）、第七十八條の四、第八十條（第六十七條第一項及び第三項並びに第六十八條第一項及び第三項に係る部分に限る。）又は第八十一條（第六十一條の二の二第一項、第六十七條第一項及び第三項並びに第六十八條第一項及び第三項に係る部分に限る。）の罪に当たる事件であつて外国船舶に係るもの（以下「事件」という。

(一) に関して船長その他の乗組員の逮捕が行われた場合

二 (略)

2・3 (略)

(一) に関して船長その他の乗組員の逮捕が行われた場合

二 (略)

2・3 (略)

改 正 案

（定期安全管理検査）

第五十五条 特定電気工作物（発電用のボイラー、タービンその他の経済産業省令で定める電気工作物であつて前条で定める圧力以上の圧力を加えられる部分があるもの並びに発電用原子炉及びその附属設備であつて経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置する者は、経済産業省令で定めるところにより、定期に、当該特定電気工作物について自主検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

2 前項の検査（以下「定期自主検査」という。）においては、その特定電気工作物が第三十九条第一項の経済産業省令で定める技術基準に適合していることを確認しなければならない。

3 定期自主検査を行う特定電気工作物を設置する者は、当該定期自主検査の際、原子力を原動力とする発電用の特定電気工作物であつて経済産業省令で定めるものに関し、一定の期間が経過した後、第三十九条第一項の経済産業省令で定める技術基準に適合しなくなるおそれがある部分があると認めるときは、当該部分が同項の経済産業省令で定める技術基準に適合しなくなると見込まれる時期その他の経済産業省令で定める事項について、経済産業省令で定めるところにより、評価を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

現 行

（定期安全管理検査）

第五十五条 発電用のボイラー、タービンその他の経済産業省令で定める電気工作物（前条で定めるものを除く。）であつて、同条で定める圧力以上の圧力を加えられる部分があるものを設置する者は、経済産業省令で定めるところにより、定期に、当該電気工作物について自主検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

ならない。

4| 定期自主検査を行う特定電気工作物を設置する者は、定期自主検査の実施に係る体制について、経済産業省令で定める時期（第六項において準用する第五十条の二第七項の通知を受けている場合にあつては、当該通知に係る定期自主検査の過去の評定の結果に応じ、経済産業省令で定める時期）に、原子力を原動力とする発電用の特定電気工作物を設置する者にあつては経済産業大臣が、その他の者にあつては経済産業大臣又は経済産業大臣が指定する者が行う審査を受けなければならない。

5| 前項の審査は、特定電気工作物の安全管理を旨として、定期自主検査の実施に係る組織、検査の方法、工程管理その他経済産業省令で定める事項について行う。

6| 第五十条の二第五項から第七項までの規定は、第四項の審査に準用する。この場合において、同条第六項中「当該事業用電気工作物」とあるのは、「当該特定電気工作物」と読み替えるものとする。

(指定)

第八十一条 第五十条の二第三項、第五十二条第三項又は第五十五条第四項の指定は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める区分ごとに、これらの規定による審査（以下「安全管理審査」と総称する。）を行おうとする者の申請により行う。

(安全管理審査の義務)

2| 前項の検査（以下「定期自主検査」という。）を行う電気工作物を設置する者は、定期自主検査の実施に係る体制について、経済産業省令で定める時期（第四項において準用する第五十条の二第七項の通知を受けている場合にあつては、当該通知に係る定期自主検査の過去の評定の結果に応じ、経済産業省令で定める時期）に、経済産業大臣又は経済産業大臣が指定する者が行う審査を受けなければならない。

3| 前項の審査は、電気工作物の安全管理を旨として、定期自主検査の実施に係る組織、検査の方法、工程管理その他経済産業省令で定める事項について行う。

4| 第五十条の二第五項から第七項までの規定は、第二項の審査に準用する。この場合において、同条第六項中「当該事業用電気工作物」とあるのは、「当該電気工作物」と読み替えるものとする。

(指定)

第八十一条 第五十条の二第三項、第五十二条第三項又は第五十五条第二項の指定は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める区分ごとに、これらの規定による審査（以下「安全管理審査」と総称する。）を行おうとする者の申請により行う。

(安全管理審査の義務)

第八十一条の二 第五十条の二第三項、第五十二条第三項又は第五十五条第四項の指定を受けた者（以下「指定安全管理審査機関」という。）は、安全管理審査を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、安全管理審査を行わなければならない。

2 (略)

(準用)

第八十一条の三 第六十八条から第六十九条の二まで、第七十一条から第七十三条まで及び第七十六条から第八十条までの規定は、指定安全管理審査機関に準用する。この場合において、第七十六条中「検査員」とあるのは、「安全管理審査員」と、第七十九条第一号中「この節」とあるのは、「この節又は第五十条の二第五項（第五十二条第五項又は第五十五条第六項において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

(電気工作物検査官)

第四百四条 (略)

2 電気工作物検査官は、第四十九条第一項、第五十一条第一項若しくは第三項若しくは第五十四条の検査又は第五十条の二第三項、第五十二条第三項若しくは第五十五条第四項の審査に関する事務に従事する。

3 (略)

第八十一条の二 第五十条の二第三項、第五十二条第三項又は第五十五条第二項の指定を受けた者（以下「指定安全管理審査機関」という。）は、安全管理審査を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、安全管理審査を行わなければならない。

2 (略)

(準用)

第八十一条の三 第六十八条から第六十九条の二まで、第七十一条から第七十三条まで及び第七十六条から第八十条までの規定は、指定安全管理審査機関に準用する。この場合において、第七十六条中「検査員」とあるのは、「安全管理審査員」と、第七十九条第一号中「この節」とあるのは、「この節又は第五十条の二第五項（第五十二条第五項又は第五十五条第四項において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

(電気工作物検査官)

第四百四条 (略)

2 電気工作物検査官は、第四十九条第一項、第五十一条第一項若しくは第三項若しくは第五十四条の検査又は第五十条の二第三項、第五十二条第三項若しくは第五十五条第二項の審査に関する事務に従事する。

3 (略)

(原子力安全委員会への報告等)

第一百七条の二 経済産業大臣は、毎年度、第四十七条第一項及び第二項、第四十九条第一項、第五十条の二第三項、第五十一条第一項及び第三項、第五十二条第三項、第五十四条並びに第五十五条第四項の規定による原子力発電工作物に係る認可、検査及び審査の前年度の実施状況について原子力安全委員会に報告し、必要があると認めるときは、その意見を聴いて、原子力発電工作物に係る保安の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

(手数料)

第一百十二条 (略)

一五 (略)

六 第五十条の二第三項、第五十二条第三項又は第五十五条第四項の審査(指定安全管理審査機関が行う場合を除く。)を受けようとする者

2 (略)

(公示)

第一百十二条の二 (略)

一 第四十五条第二項、第四十九条第一項、第五十条の二第三項、第五十二条第三項、第五十四条、第五十五条第四項又は第五十七条の二第一項の指定をしたとき。

(原子力安全委員会への報告等)

第一百七条の二 経済産業大臣は、毎年度、第四十七条第一項及び第二項、第四十九条第一項、第五十条の二第三項、第五十一条第一項及び第三項、第五十二条第三項、第五十四条並びに第五十五条第二項の規定による原子力発電工作物に係る認可、検査及び審査の前年度の実施状況について原子力安全委員会に報告し、必要があると認めるときは、その意見を聴いて、原子力発電工作物に係る保安の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

(手数料)

第一百十二条 (略)

一五 (略)

六 第五十条の二第三項、第五十二条第三項又は第五十五条第二項の審査(指定安全管理審査機関が行う場合を除く。)を受けようとする者

2 (略)

(公示)

第一百十二条の二 (略)

一 第四十五条第二項、第四十九条第一項、第五十条の二第三項、第五十二条第三項、第五十四条、第五十五条第二項又は第五十七条の二第一項の指定をしたとき。

二〇六 (略)

第百十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第五十条の二第一項、第五十二条第一項若しくは第五十五条第一項(原子力発電工作物に係る場合に限る。)又は同条第三項の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつた者

三 第五十条の二第三項、第五十二条第三項、第五十四条若しくは第五十五条第四項(原子力発電工作物に係る場合に限る。)又は第百七条第一項の規定による審査又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四 (略)

第百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一〇七 (略)

八 第五十条の二第三項、第五十二条第三項、第五十四条若しくは第五十五条第四項(原子力発電工作物に係る場合を除く。)又は第百七条第二項から第五項までの規定による審査又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

九〇十二 (略)

二〇六 (略)

第百十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第五十条の二第一項、第五十二条第一項又は第五十五条第一項(原子力発電工作物に係る場合に限る。)の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつた者

三 第五十条の二第三項、第五十二条第三項、第五十四条若しくは第五十五条第二項(原子力発電工作物に係る場合に限る。)又は第百七条第一項の規定による審査又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四 (略)

第百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一〇七 (略)

八 第五十条の二第三項、第五十二条第三項、第五十四条若しくは第五十五条第二項(原子力発電工作物に係る場合を除く。)又は第百七条第二項から第五項までの規定による審査又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

九〇十二 (略)

○ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成九年法律第八十号）【附則第二条関係】

改正案	現行
<p>第八十条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。</p> <p>十 第六十七条の二第一項又は第二項の報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>第八十条に次の二号を加える。</p> <p>十三 第六十八条の三第一項の規定による立入り、撮影、測定、観測、調査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者</p> <p>十四 第六十八条の三第二項の規定による立会いを拒み、妨げ、又は忌避した者</p>	<p>第八十条第五号の次に次の一号を加える。</p> <p>五の二 第六十七条の二第一項若しくは第二項の報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>第八十条に次の二号を加える。</p> <p>八 第六十八条の三第一項の規定による立入り、撮影、測定、観測、調査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者</p> <p>九 第六十八条の三第二項の規定による立会いを拒み、妨げ、又は忌避した者</p>

改 正 案

現 行

目次

第一章～第六章の二 （略）

第六章の三 機構の行う溶接検査等（第六十一条の二十四～第六十

一条の二十七）

第七章 雑則（第六十二条～第七十六条）

第八章 罰則（第七十六条の二～第八十四条）

第九章 外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等（第八十五条

～第八十九条）

附則

（使用前検査）

第十六条の三 （略）

2 （略）

3 経済産業大臣は、第一項の検査に関する事務の一部を、経済産業省令で定めるところにより、独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。

4 機構は、前項の規定により検査に関する事務の一部を行つたときは、遅滞なく、その結果を経済産業省令で定めるところにより、経

目次

第一章～第六章の二 （略）

第六章の三 指定検査機関等（第六十一条の二十四～第六十一条の

四十三）

第七章 雑則（第六十二条～第七十六条）

第八章 罰則（第七十六条の二～第八十四条）

第九章 外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等（第八十五条

～第八十九条）

附則

（使用前検査）

第十六条の三 （略）

2 （略）

経済産業大臣に通知しなければならない。

(施設定期検査)

第十六条の五 (略)

2 (略)

3 経済産業大臣は、第一項の検査に関する事務の一部を、経済産業省令で定めるところにより、機構に行わせるものとする。

4 機構は、前項の規定により検査に関する事務の一部を行つたときは、遅滞なく、その結果を経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に通知しなければならない。

(使用前検査)

第二十八条 (略)

2 (略)

3 第十六条の三第三項及び第四項の規定は、第一項の検査(実用発電用原子炉及び第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉に係るものに限る。)について準用する。

(施設定期検査)

第二十九条 (略)

2 (略)

3 第十六条の五第三項及び第四項の規定は、第一項の検査(実用発電用原子炉及び第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉に係るもの

(施設定期検査)

第十六条の五 (略)

2 (略)

(使用前検査)

第二十八条 (略)

2 (略)

(施設定期検査)

第二十九条 (略)

2 (略)

に限る。)について準用する。

(使用前検査)

第四十三条の九 (略)

2 (略)

3 第十六条の三第三項及び第四項の規定は、第一項の検査について準用する。

(施設定期検査)

第四十三条の十一 (略)

2 (略)

3 第十六条の五第三項及び第四項の規定は、第一項の検査について準用する。

(使用前検査)

第四十六条 (略)

2 (略)

3 第十六条の三第三項及び第四項の規定は、第一項の検査について準用する。

(施設定期検査)

第四十六条の二の二 (略)

2 (略)

(使用前検査)

第四十三条の九 (略)

2 (略)

(施設定期検査)

第四十三条の十一 (略)

2 (略)

(使用前検査)

第四十六条 (略)

2 (略)

(施設定期検査)

第四十六条の二の二 (略)

2 (略)

3 第十六条の五第三項及び第四項の規定は、第一項の検査について準用する。

(廃棄物埋設に関する確認)

第五十一条の六 (略)

2 (略)

3 経済産業大臣は、第一項の確認に関する事務の一部を、経済産業省令で定めるところにより、機構に行わせるものとする。

4 機構は、前項の規定により確認に関する事務の一部を行ったときは、遅滞なく、その結果を経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に通知しなければならない。

(使用前検査)

第五十一条の八 (略)

2 (略)

3 第十六条の三第三項及び第四項の規定は、第一項の検査について準用する。

(施設定期検査)

第五十一条の十 (略)

2 (略)

3 第十六条の五第三項及び第四項の規定は、第一項の検査について準用する。

(廃棄物埋設に関する確認)

第五十一条の六 (略)

2 (略)

(使用前検査)

第五十一条の八 (略)

2 (略)

(施設定期検査)

第五十一条の十 (略)

2 (略)

(運搬に関する確認等)

第五十九条の二 (略)

2 (略)

3 使用者等は、運搬に使用する容器について、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、主務大臣の承認を受けることができる。

この場合において、主務大臣の承認を受けた容器(第六十一条の二十六において「承認容器」という。)については、第一項の技術上の基準のうち容器に関する基準は、満たされたものとする。

4 1 4 (略)

(記録)

第六十一条の七 国際規制物資を使用している者(国際規制物資を貯蔵している使用済燃料貯蔵事業者及び国際規制物資を廃棄している廃棄事業者を含む。第六十一条の九及び第六十八条第十五項から第十八項までにおいて同じ。)は、文部科学省令で定めるところにより、国際規制物資の使用(使用済燃料貯蔵事業者による国際規制物資の貯蔵及び廃棄事業者による国際規制物資の廃棄を含む。次条第一項及び第六十一条の十において同じ。)に関し文部科学省令で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所(船舶に設置する原子炉に係る場合にあつては、その船舶。第六十一条の八の二第二項第一号、第六十一条の二十三の七第三項、第六十八条(第二項及び第五項を除く。))及び第七十一条第二項において同じ。)に備えて

(運搬に関する確認等)

第五十九条の二 (略)

2 (略)

3 使用者等は、運搬に使用する容器について、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、主務大臣の承認を受けることができる。

この場合において、主務大臣の承認を受けた容器(第六十一条の四十二において「承認容器」という。)については、第一項の技術上の基準のうち容器に関する基準は、満たされたものとする。

4 1 4 (略)

(記録)

第六十一条の七 国際規制物資を使用している者(国際規制物資を貯蔵している使用済燃料貯蔵事業者及び国際規制物資を廃棄している廃棄事業者を含む。第六十一条の九及び第六十八条第十項から第十三項までにおいて同じ。)は、文部科学省令で定めるところにより、国際規制物資の使用(使用済燃料貯蔵事業者による国際規制物資の貯蔵及び廃棄事業者による国際規制物資の廃棄を含む。次条第一項及び第六十一条の十において同じ。)に関し文部科学省令で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所(船舶に設置する原子炉に係る場合にあつては、その船舶。第六十一条の八の二第二項第一号、第六十一条の二十三の七第三項、第六十八条(第二項を除く。))及び第七十一条第二項において同じ。)に備えて置かなければ

置かなければならない。

(指定保障措置検査等実施機関)

第六十一条の二十三の二 (略)

一 (略)

二 第六十一条の八の二第二項第三号の規定により提出をさせ、若しくは第六十八条第四項の規定により収去した試料又は同条第一項の規定により収去した試料(保障措置協定又は追加議定書に基づく保障措置の実施のために収去したものに限り)の試験及び第六十一条の八の二第二項第四号又は第六十八条第十五項若しくは第十六項の規定により取り付けた装置による記録の確認

三 (略)

第六章の三 機構の行う溶接検査等

(機構の行う溶接検査)

第六十一条の二十四 経済産業大臣は、機構に、第十六条の四第一項及び第四項、第二十八条の二第一項及び第四項(実用発電用原子炉及び第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉並びにこれらの附属施設に係る部分に限る。)、第四十三条の十第一項及び第四項、第四十六条の二第一項及び第四項並びに第五十一条の九第一項及び第四項の検査を行わせるものとする。

ならない。

(指定保障措置検査等実施機関)

第六十一条の二十三の二 (略)

一 (略)

二 第六十一条の八の二第二項第三号の規定により提出をさせ、若しくは第六十八条第四項の規定により収去した試料又は同条第一項の規定により収去した試料(保障措置協定又は追加議定書に基づく保障措置の実施のために収去したものに限り)の試験及び第六十一条の八の二第二項第四号又は第六十八条第十項若しくは第十一項の規定により取り付けた装置による記録の確認

三 (略)

第六章の三 指定検査機関等

(指定検査機関)

第六十一条の二十四 次の各号に掲げる検査の区分に応じ、当該各号に定める大臣(第六十一条の四十一及び第六十一条の四十二を除き以下この章において「主務大臣」という。)は、主務省令(主務大臣の発する命令をいう。第六十一条の四十一及び第六十一条の四十二を除き、以下この章において同じ。)で定めるところにより、その指定する者(以下「指定検査機関」という。)に、当該各号に掲

げる検査の全部又は一部を行わせることができる。

一 第十六条の四第一項又は第四項の検査 経済産業大臣

二 第二十八条の二第一項又は第四項の検査（実用発電用原子炉及び第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉並びにその附属施設に係るものに限る。） 経済産業大臣

三 第二十八条の二第一項又は第四項の検査（実用船用原子炉及びその附属施設に係るものに限る。） 国土交通大臣

四 第二十八条の二第一項又は第四項の検査（第二十三条第一項第三号及び第五号に掲げる原子炉並びにその附属施設に係るものに限る。） 文部科学大臣

四の二 第四十三条の十第一項又は第四項の検査 経済産業大臣

五 第四十六条の二第一項又は第四項の検査 経済産業大臣

六 第五十一条の九第一項又は第四項の検査 経済産業大臣

七 第五十五条の三第一項の検査 文部科学大臣

2 文部科学大臣は、文部科学省令で定めるところにより、機構に、

第二十八条の二第一項若しくは第四項（第二十三条第一項第三号及び第五号に掲げる原子炉並びにこれらの附属施設に係る部分に限る。）又は第五十五条の三第一項の検査を行わせることができる。

（機構の行う廃棄確認）

第六十一条の二十五 経済産業大臣は、機構に、次に掲げる確認を行わせるものとする。

（指定）

第六十一条の二十五 前条の指定は、主務省令で定めるところにより、前条各号に掲げる検査（以下この章並びに第七十五条第二項、第

一 第五十一条の六第二項及び第五十八条の二第二項（同条第一項第二号及び第三号（実用発電用原子炉及び第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉に係る部分に限る。）に掲げる者に係る部分に限る。）の確認

二 第六十一条の二の二第二項及び第三項において準用する第五十八条の二第二項の確認

三 第六十六条第二項において準用する第五十八条の二第二項の確認（製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及び原子炉設置者（実用発電用原子炉及び第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉に係る者に限る。）に係る事項に係るものに限る。）

2 文部科学大臣は、文部科学省令で定めるところにより、機構に、次に掲げる確認を行わせることができる。

一 第五十八条の二第二項の確認（同条第一項第一号及び第三号（第二十三条第一項第三号及び第五号に掲げる原子炉に係る部分に限る。）に掲げる者に係るものに限る。）

二 第六十一条の二の二第四項及び第五項において準用する第五十八条の二第二項の確認

三 第六十六条第二項において準用する第五十八条の二第二項の確認（使用者、国際規制物資使用者及び原子炉設置者（第二十三条第一項第三号及び第五号に掲げる原子炉に係る者に限る。）に係る

七十六條、第七十八條の三及び第八十條の三第一号において「検査」と総称する。）を行おうとする者の申請により行う。

2 主務大臣は、前条の指定をしたときは、当該指定検査機関が行う検査を行わないものとする。

る事項に係るものに限る。)

(機構の行う運搬物確認)

第六十一条の二十六 経済産業大臣は、機構に、次に掲げる確認(鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車又は軽車両による運搬については、運搬する物に係るものに限る。)を行わせるものとする。

一 承認容器による運搬物に係る第五十九条の二第二項の確認(同条第一項第二号及び第三号(実用発電用原子炉及び第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉に係る部分に限る。))に掲げる者に係るものに限る。)

二 第六十六条第二項において準用する第五十九条の二第二項の確認(承認容器による運搬物に係るもの限り、かつ、製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及び原子炉設置者(実用発電用原子炉及び第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉に係る者に限る。))並びにこれらの者から運搬を委託された者に係る事項に係るものに限る。)

(指定の基準)

第六十一条の二十六 主務大臣は、第六十一条の二十四の指定の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同条の指定をしてはならない。

一 主務省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が検査を実施し、その数が主務省令で定める数以上であること。

二 検査の業務を適確に遂行するに足りる技術的能力及び経理的基礎があること。

三 民法第三十四条の規定により設立された法人であつて、その役員又は社員の構成が検査の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 検査の業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて検査が不公正になるおそれがないものであること。

五 その指定をすることによつて申請に係る検査の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

文部科学大臣は、文部科学省令で定めるところにより、機構に、次に掲げる確認（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車又は軽車両）による運搬については、運搬する物に係るものに限る。）を行わせることができる。

一 承認容器による運搬物に係る第五十九条の二第二項の確認（同条第一項第一号及び第三号（第二十三条第一項第三号及び第五号）に掲げる原子炉に係る部分に限る。）に掲げる者に係るものに限る。）

二 第六十六条第二項において準用する第五十九条の二第二項の確認（承認容器による運搬物に係るもの限り、かつ、使用者、国際規制物資使用者及び原子炉設置者（第二十三条第一項第三号及び第五号）に掲げる原子炉に係る者に限る。）並びにこれらの者から運搬を委託された者に係る事項に係るものに限る。）

（機構の行う運搬方法確認）

第六十一条の二十七 国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、機構に、第五十九条の二第二項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の確認（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両）による運搬に係る確認（運搬する物に係る確認を除く。）に限る。）であつて国土交通省令で定めるものを行わせることができる。

（指定の欠格条項）

第六十一条の二十七 次の各号の一に該当する者には、第六十一条の二十四の指定を与えない。

- 一 第六十一条の三十七の規定により第六十一条の二十四の指定を取り消され、取消の日から二年を経過していない者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、二年を経過していない者

三 その業務を行う役員のうち、次のいずれかに該当する者のある者

イ 前号に該当する者

ロ 第六十一条の三十三の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過していない者

(検査の義務)

第六十一条の二十八 指定検査機関は、検査を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、検査を行わなければならない。

2 指定検査機関は、検査を行うときは、第六十一条の二十六第一号に規定する者（以下この章において「検査員」という。）に検査を実施させなければならない。

(事業所の変更)

第六十一条の二十九 指定検査機関は、検査を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、主務大臣に届け出なければならない。

(業務規定)

第六十一条の三十 指定検査機関は、検査の業務に関する規定（以下この章において「業務規定」という。）を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規定で定めるべき事項は、主務省令で定める。

3 主務大臣は、第一項の認可をした業務規定が検査の公正な遂行上不適当となつたと認めるときは、指定検査機関に対し、業務規定の変更を命ずることができる。

（事業計画等）

第六十一条の三十一 指定検査機関は、毎事業年度開始前に（第六十一条の二十四の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

（役員の選任及び解任等）

第六十一条の三十二 指定検査機関の役員の選任及び解任は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 指定検査機関の検査員の選任は、主務大臣の認可を受けなければ

、その効力を生じない。

(解任命令)

第六十一条の三十三 主務大臣は、指定検査機関の役員又は検査員がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規定に違反したときその他その職務を行うのに適当でないと認めるときは、その指定検査機関に対し、その役員又は検査員を解任すべきことを命ずることができる。

(役員及び職員の地位)

第六十一条の三十四 検査の業務に従事する指定検査機関の役員又は職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令)

第六十一条の三十五 主務大臣は、指定検査機関が第六十一条の二十六第一号から第四号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(業務の休廃止)

第六十一条の三十六 指定検査機関は、主務大臣の許可を受けなければ、検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定の取消し等)

第六十一条の三十七 主務大臣は、指定検査機関が次の各号の一に該当するときは、第六十一条の二十四の指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めて検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができらる。

一 この章の規定（指定検査機関に係るものに限る。）に違反したとき。

二 第六十一条の二十七第二号又は第三号に該当するに至つたとき。

三 第六十一条の三十第一項の認可を受けた業務規定によらないで検査を行つたとき。

四 第六十一条の三十第三項、第六十一条の三十三又は第六十一条の三十五の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第六十一条の二十四の指定を受けたとき。

六 第六十二条第一項の条件に違反したとき。

(帳簿の記載)

第六十一条の三十八 指定検査機関は、帳簿を備え、検査の業務に關し主務省令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、主務省令で定めるところにより、保存しなければならない。

(主務大臣による検査)

第六十一条の三十九 主務大臣は、指定検査機関が第六十一条の三十六の許可を受けて検査の業務の全部若しくは一部を休止したとき、第六十一条の三十七の規定により指定検査機関に対し検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定検査機関が天災その他の事由により検査の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該検査の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 主務大臣が前項の規定により検査の業務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定検査機関が第六十一条の三十六の許可を受けて検査の業務の全部若しくは一部を廃止する場合又は第六十一条の三十七の規定により主務大臣が指定検査機関の指定を取り消した場合における検査の業務の引継ぎその他の必要な事項については、主務省令で定める。

(公示)

第六十一条の四十 主務大臣は、次の場合には、その旨を官報で告示するものとする。

- 一 第六十一条の二十四の指定をしたとき。
- 二 第六十一条の二十九の規定による届出があつたとき。
- 三 第六十一条の三十六の許可をしたとき。
- 四 第六十一条の三十七の規定により指定を取り消し、又は検査の

業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

五 前条第一項の規定により主務大臣が検査の業務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は自ら行つていた検査の業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(指定廃棄確認機関の指定等)

第六十一条の四十一 次の各号に掲げる確認の区分に応じ、当該各号に定める大臣は、主務省令（当該大臣の発する命令をいう。次項において同じ。）で定めるところにより、その指定する者（以下「指定廃棄確認機関」という。）に、当該各号に掲げる確認（以下「廃棄確認」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

一 第五十一条の六第二項の確認 経済産業大臣

二 第五十八条の二第二項（第六十一条の二の二第二項及び第三項並びに第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の確認 第五十八条の二第一項に規定する主務大臣

三 第六十一条の二の二第四項及び第五項において準用する第五十八条の二第二項の確認 文部科学大臣

2 前項の指定は、主務省令で定めるところにより、廃棄確認を行う者とする者の申請により行う。

3 第六十一条の二十五第二項及び第六十一条の二十六から前条までの規定は、指定廃棄確認機関について準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは「第六十一条の四十一第一項各号に掲げる確認の区分に応じ、当該各号に定める大臣」と、

「検査」とあるのは「第六十一条の四十一第一項に規定する廃棄確認」と、「第六十一条の二十四」とあるのは「第六十一条の四十一第一項」と、「主務省令」とあるのは「第六十一条の四十一第一項に規定する主務省令」と、「検査員」とあるのは「廃棄確認員」と、「第六十一条の二十五第二項中「前条」とあるのは「第六十一条の四十一第一項」と読み替えるものとする。

(指定運搬物確認機関の指定等)

第六十一条の四十二 第五十九条の二第一項に規定する主務大臣は、主務省令（主務大臣の発する命令をいう。次項において同じ。）で定めるところにより、その指定する者（以下「指定運搬物確認機関」という。）に、承認容器による運搬物に係る第五十九条の二第二項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車又は軽車両による運搬については、運搬する物に係る確認に限る。以下「承認容器による運搬物に係る確認」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

2 前項の指定は、主務省令で定めるところにより、承認容器による運搬物に係る確認を行うとする者の申請により行う。

3 第六十一条の二十五第二項及び第六十一条の二十六から第六十一条の四十までの規定は、指定運搬物確認機関について準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは「第五十九条の二第一項に規定する主務大臣」と、「検査」とあるのは「第

六十一条の四十二第一項に規定する承認容器による運搬物に係る確認」と、「第六十一条の二十四」とあるのは「第六十一条の四十二第一項」と、「主務省令」とあるのは「第六十一条の四十二第一項に規定する主務省令」と、「検査員」とあるのは「運搬物確認員」と、第六十一条の二十五第二項中「前条」とあるのは「第六十一条の四十二第一項」と読み替えるものとする。

(指定運搬方法確認機関の指定等)

第六十一条の四十三 国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定運搬方法確認機関」という。)に、第五十九条の二第二項(第六十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による確認(鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬に係る確認(運搬する物に係る確認を除く。))に限る。)であつて国土交通省令で定めるもの(以下「運搬方法確認」という。)を行わせることができる。

2 前項の指定は、国土交通省令で定めるところにより、運搬方法確認を行おうとする者の申請により行う。

3 第六十一条の二十五第二項及び第六十一条の二十六から第六十一条の四十までの規定は、指定運搬方法確認機関について準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、「検査」とあるのは「第六十一条の四十三第一項に規定する運搬方法確認」と、「第六十一条の二十四」とあるのは「第六十一条の四十三第一項」と、「主務省令」とあるのは「国土交

(事業の廃止等の届出)

第六十五条 製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者若しくは廃棄事業者がその事業を廃止し、原子炉設置者若しくは外国原子力船運航者が当該許可に係る原子炉のすべての運転を廃止し、使用者が当該許可に係る核燃料物質のすべての使用を廃止し、核原料物質使用者が当該届出に係る核原料物質のすべての使用を廃止し、国際規制物資使用者が当該許可に係る国際規制物資のすべての使用を廃止し、又は国際特定活動実施者が当該届出に係るすべての国際特定活動を終えたときは、その製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用者、核原料物質使用者、国際規制物資使用者又は国際特定活動実施者は、主務省令（この項に規定する主務大臣の発する命令をいう。以下この条及び次条において同じ。）で定めるところにより、その旨を主務大臣（製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者に係る事項については経済産業大臣、使用者、核原料物質使用者、国際規制物資使用者及び国際特定活動実施者に係る事項については文部科学大臣、原子炉設置者に係る事項については第二十三条第一項各号に掲げる原子炉の区分に応じ当該各号に定める大臣、外国原子力

通省令」と、「検査員」とあるのは「運搬方法確認員」と、第六十一条の二十五第二項中「前条」とあるのは「第六十一条の四十三第一項」と読み替えるものとする。

(事業の廃止等の届出)

第六十五条 製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者若しくは廃棄事業者がその事業を廃止し、原子炉設置者若しくは外国原子力船運航者が当該許可に係る原子炉のすべての運転を廃止し、使用者が当該許可に係る核燃料物質のすべての使用を廃止し、核原料物質使用者が当該届出に係る核原料物質のすべての使用を廃止し、国際規制物資使用者が当該許可に係る国際規制物資のすべての使用を廃止し、又は国際特定活動実施者が当該届出に係るすべての国際特定活動を終えたときは、その製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用者、核原料物質使用者、国際規制物資使用者又は国際特定活動実施者は、主務省令（この項に規定する主務大臣の発する命令をいう。以下この条及び次条において同じ。）で定めるところにより、その旨を主務大臣（製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者に係る事項については経済産業大臣、使用者、核原料物質使用者、国際規制物資使用者及び国際特定活動実施者に係る事項については文部科学大臣、原子炉設置者に係る事項については第二十三条第一項各号に掲げる原子炉の区分に応じ当該各号に定める大臣、外国原子力

船運航者に係る事項については国土交通大臣をいう。以下この条、次条及び第六十六條の四において同じ。）に届け出なければならぬ。

254 (略)

(事務規程)

第六十六條の二 機構は、検査等事務（次の各号に掲げる検査及び確認に関する事務の一部並びに検査及び確認をいう。以下同じ。）に係る業務の開始前に、検査等事務の実施に関する規程（以下「事務規程」という。）を定め、当該各号に定める大臣（以下この条及び第六十八條の二において「主務大臣」という。）に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 第十六條の三第三項（第二十八條第三項、第四十三條の九第三項、第四十六條第三項及び第五十一條の八第三項において準用する場合を含む。）及び第十六條の五第三項（第二十九條第三項、第四十三條の十一第三項、第四十六條の二の二第三項及び第五十一條の十第三項において準用する場合を含む。）に規定する検査に関する事務の一部 経済産業大臣

二 第六十一條の二十四第一項に規定する検査 経済産業大臣

三 第六十一條の二十四第二項に規定する検査 文部科学大臣

四 第五十一條の六第三項に規定する確認に関する事務の一部 経済産業大臣

五 第六十一條の二十五第一項各号に掲げる確認 経済産業大臣

船運航者に係る事項については国土交通大臣をいう。以下この条、次条及び第六十六條の二において同じ。）に届け出なければならぬ。

254 (略)

- 六 第六十一条の二十五第二項各号に掲げる確認 文部科学大臣
七 第六十一条の二十六第一項各号に掲げる確認 経済産業大臣
八 第六十一条の二十六第二項各号に掲げる確認 文部科学大臣
九 第六十一条の二十七の確認 国土交通大臣

2 主務大臣は、前項の規定による届出に係る事務規程が検査等事務の適正かつ確実な実施を図るため適当でないとき、その事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 事務規程で定めるべき事項は、主務省令（主務大臣の発する命令をいう。次条において同じ。）で定める。

（検査等事務を実施する者）

第六十六条の三 機構は、検査等事務を行うときは、主務省令で定める資格を有する者に実施させなければならない。

（主務大臣に対する申告）

第六十六条の四 （略）

2 （略）

（報告徴収）

第六十七条 （略）

2 （略）

3 文部科学大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、機構に対し、第六十六条の二第一項各号

（主務大臣に対する申告）

第六十六条の二 （略）

2 （略）

（報告徴収）

第六十七条 （略）

2 （略）

3 文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定検査機関、指定廃棄物確認機関、指定

に掲げる検査等事務の区分に応じ、その業務に関し報告をさせることができる。

4・5 (略)

(立入検査等)

第六十八条 (略)

2・3 (略)

4 文部科学大臣は、第一項の規定による立入検査のほか、追加議定書の定めるところにより国際原子力機関に対して説明を行い、又は第十三項の規定による立入検査の実施を確保するために必要な限度において、その職員に、国際規制物質使用者等の事務所又は工場若しくは事業所その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

5 文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第六十六条の

運搬物確認機関又は指定運搬方法確認機関（以下「指定検査機関等」という。）に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、政令で定めるところにより、その業務に関し報告をさせることができる。

一 指定検査機関 第六十一条の二十四に規定する主務大臣

二 指定廃棄物確認機関 第六十一条の四十一第一項各号に掲げる区

分に応じ、当該各号に定める大臣

三 指定運搬物確認機関 第五十九条の二第一項に規定する主務大

臣

四 指定運搬方法確認機関 国土交通大臣

4・5 (略)

(立入検査等)

第六十八条 (略)

2・3 (略)

4 文部科学大臣は、第一項の規定による立入検査のほか、追加議定書の定めるところにより国際原子力機関に対して説明を行い、又は第八項の規定による立入検査の実施を確保するために必要な限度において、その職員に、国際規制物質使用者等の事務所又は工場若しくは事業所その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

二第一項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機構の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

6 | (略)

7 | 文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第六十六条の二第一項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、必要があると認めるときは、機構に、第一項から第三項までの規定による立入検査、質問又は収去（以下「立入検査等」という。）を行わせることができる。

8 | 文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、前項の規定により機構に立入検査等を行わせる場合には、機構に対し、当該立入検査等の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

9 | 機構は、前項の指示に従つて第七項に規定する立入検査等を行つたときは、その結果を文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣に報告しなければならない。

10 | 第七項の規定により機構の職員が立入検査等を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

11 | 第一項から第五項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

12 | 国際原子力機関の指定する者又は国際規制物資の供給当事国政府

5 | (略)

6 | 第一項から第四項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

7 | 国際原子力機関の指定する者又は国際規制物資の供給当事国政府

の指定する者は、文部科学大臣の指定するその職員（第七十四条の二第一項の規定により保障措置検査を行い、又は同条第二項の規定により立入検査を行う経済産業省、国土交通省の職員を含む。次項、第十七項及び第十八項において同じ。）又は第六十一条の二十三の七第二項の規定により保障措置検査を行う保障措置検査員の立会の下に、国際約束で定める範囲内において、国際規制物資使用者、第六十一条の三第一項各号の一に該当する場合における当該各号に規定する者又は同条第五項若しくは第六項に規定する者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査し、関係者に質問し、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去することができる。

13 | 国際原子力機関の指定する者は、前項の規定による立入検査のほか、文部科学大臣の指定するその職員（政令で定める場合にあつては、文部科学大臣の指定するその職員及び外務大臣の指定するその職員。第十八項において同じ。）の立会いの下に、追加議定書で定める範囲内において、国際規制物資使用者等の事務所又は工場若しくは事業所その他の場所であつて国際原子力機関が指定するものに立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査し、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去することができる。

14 | 第六項の規定は、前項の規定により外務大臣の指定するその職員が立ち会う場合について準用する。

の指定する者は、文部科学大臣の指定するその職員（第七十四条の二第一項の規定により保障措置検査を行い、又は同条第二項の規定により立入検査を行う経済産業省又は国土交通省の職員を含む。次項、第十二項及び第十三項において同じ。）又は第六十一条の二十三の七第二項の規定により保障措置検査を行う保障措置検査員の立会の下に、国際約束で定める範囲内において、国際規制物資使用者、第六十一条の三第一項各号の一に該当する場合における当該各号に規定する者又は同条第五項若しくは第六項に規定する者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査し、関係者に質問し、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去することができる。

8 | 国際原子力機関の指定する者は、前項の規定による立入検査のほか、文部科学大臣の指定するその職員（政令で定める場合にあつては、文部科学大臣の指定するその職員及び外務大臣の指定するその職員。第十三項において同じ。）の立会いの下に、追加議定書で定める範囲内において、国際規制物資使用者等の事務所又は工場若しくは事業所その他の場所であつて国際原子力機関が指定するものに立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査し、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去することができる。

9 | 第五項の規定は、前項の規定により外務大臣の指定するその職員が立ち会う場合について準用する。

19 何人も、第十五項から前項までの規定によりされた封印又は取り付けられた装置を、正当な理由がないのに、取り外し、又はき損してはならない。

(機構に対する命令)

第六十八條の二 主務大臣は、検査等事務に係る業務及び前条第七項に規定する立入検査等の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、これらの業務に関し必要な命令をすることができる。

(聴聞の特例)

第六十九條 (略)

2 第十條、第十二條の五(第二十二條の七第二項、第四十三條の三第二項、第四十三條の二十六第二項、第五十一條第二項、第五十一條の二十四第二項及び第五十七條の三第二項において準用する場合を含む。)、第二十條、第二十二條の三第三項、第三十三條、第四十一條第三項、第四十三條の十六、第四十六條の七、第五十一條の十四、第五十六條、第六十一條の六、第六十一條の二十一又は第六十一條の二十三の十六の規定による処分に係る聴聞の期日における

14 何人も、第十項から前項までの規定によりされた封印又は取り付けられた装置を、正当な理由がないのに、取り外し、又はき損してはならない。

第六十八條の二 文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第六十七條第三項各号に掲げる指定検査機関等の区分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定検査機関等の事務所又は事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(聴聞の特例)

第六十九條 (略)

2 第十條、第十二條の五(第二十二條の七第二項、第四十三條の三第二項、第四十三條の二十六第二項、第五十一條第二項、第五十一條の二十四第二項及び第五十七條の三第二項において準用する場合を含む。)、第二十條、第二十二條の三第三項、第三十三條、第四十一條第三項、第四十三條の十六、第四十六條の七、第五十一條の十四、第五十六條、第六十一條の六、第六十一條の二十一、第六十一條の二十三の十六又は第六十一條の三十七(第六十一條の四十一

審理は、公開により行わなければならない。

3 (略)

(不服申立て等)

第七十条 この法律の規定により指定保障措置検査等実施機関が行う保障措置検査の業務に係る処分又は機構が行う検査若しくは確認の業務に係る処分若しくはその不作為について不服がある者は、指定保障措置検査等実施機関が行う処分については文部科学大臣に、機構が行う処分又はその不作為については次の各号に掲げる検査又は確認の区分に応じ当該各号に定める大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

- 一 第六十一条の二十四第一項に規定する検査 経済産業大臣
- 二 第六十一条の二十四第二項に規定する検査 文部科学大臣
- 三 第六十一条の二十五第一項各号に掲げる確認 経済産業大臣
- 四 第六十一条の二十五第二項各号に掲げる確認 文部科学大臣
- 五 第六十一条の二十六第一項各号に掲げる確認 経済産業大臣
- 六 第六十一条の二十六第二項各号に掲げる確認 文部科学大臣
- 七 第六十一条の二十七の確認 国土交通大臣

2・3 (略)

第三項、第六十一条の四十二第三項及び第六十一条の四十三第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

3 (略)

(不服申立て等)

第七十条 この法律の規定により指定保障措置検査等実施機関が行う保障措置検査の業務に係る処分又は指定検査機関等が行う検査若しくは確認の業務に係る処分若しくはその不作為について不服がある者は、指定保障措置検査等実施機関が行う処分については文部科学大臣に、指定検査機関等が行う処分又はその不作為については第六十七条第三項各号に掲げる指定検査機関等の区分に応じ当該各号に定める大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

2・3 (略)

(処分等についての同意等)

第七十一条 (略)

2 (略)

3 第六十八条第六項及び第十一項の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。

4 4
1 4 (略)

1 5 機構は、第二十八条の二第一項又は第四項の規定による検査(実用発電用原子炉及び第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉並びにこれらの附属施設に係るものに限る。)をした場合には、遅滞なく、その検査の結果を経済産業大臣に通報しなければならない。

1 7 1 6 (略)

機構は、第二十八条の二第一項又は第四項の規定による検査(第二十三条第一項第三号及び第五号に掲げる原子炉並びにこれらの附属施設に係るものに限る。)をした場合には、遅滞なく、その検査の結果を文部科学大臣に通報しなければならない。

1 8 (略)

(事務の特例)

第七十四条の二 (略)

2 第六十八条第一項、第四項、第十五項及び第十六項の規定により文部科学大臣がその職員に行わせることができる事務は、政令で定めるところにより、経済産業省又は国土交通省の職員に行わせること

(処分等についての同意等)

第七十一条 (略)

2 (略)

3 第六十八条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。

4 4
1 4 (略)

1 5 第六十一条の二十四第二号に掲げる検査を行う指定検査機関は、第二十八条の二第一項又は第四項の規定による検査をした場合には、遅滞なく、その検査の結果を経済産業大臣に通報しなければならない。

1 7 1 6 (略)

第六十一条の二十四第四号に掲げる検査を行う指定検査機関は、第二十八条の二第一項又は第四項の規定による検査をした場合には、遅滞なく、その検査の結果を文部科学大臣に通報しなければならない。

1 8 (略)

(事務の特例)

第七十四条の二 (略)

2 第六十八条第一項、第四項、第十項及び第十一項の規定により文部科学大臣がその職員に行わせることができる事務は、政令で定めるところにより、経済産業省又は国土交通省の職員に行わせること

とができる。

3 第六十八条第六項及び第十一項の規定は、前項の規定により経済産業省又は国土交通省の職員に行わせる立入検査に準用する。

(手数料の納付)

第七十五条 次の各号のいずれかに掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

一 八 (略)

2 前項の手数料は、機構が行う検査又は確認を受けようとする者の納めるものについては機構の、その他のものについては国庫の収入とする。

とができる。

3 第六十八条第五項及び第六項の規定は、前項の規定により経済産業省又は国土交通省の職員に行わせる立入検査に準用する。

(手数料の納付)

第七十五条 次の各号の一に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

一 八 (略)

2 前項の手数料は、指定検査機関が行う検査を受けようとする者の納めるものについては当該指定検査機関の、指定廃棄物確認機関が行う承認容器による運搬物に係る確認を受けようとする者の納めるものについては当該指定廃棄物確認機関の、指定運搬方法確認機関が行う運搬方法確認を受けようとする者の納めるものについては当該指定運搬方法確認機関の、その他のものについては国庫の収入とする。

3 第一項の規定(機構が行う検査又は確認に係るものを除く。)は、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人であつて、その業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものについては、適用しない。

(国に対する適用)

第七十六条 この法律の規定は、前条の規定（機構が行う検査又は確認に係るものを除く。）及び次章の規定を除き、国に適用があるものとする。この場合において、「指定」、「許可」又は「認可」とあるのは、「承認」とする。

第七十八条 (略)

一〇二十七 (略)

二十八 第六十六条の四第二項の規定に違反した者

二十九・三十 (略)

第七十八条の三 第六十一条の二十一の規定による情報処理業務又は第六十一条の二十三の十六の規定による保障措置検査等実施業務の停止の命令に違反した場合には、その違反行為をした指定情報処理機関又は指定保障措置検査等実施機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金

(国に対する適用)

第七十六条 この法律の規定は、前条の規定（指定検査機関が行う検査又は指定廃棄物確認機関、指定運搬物確認機関若しくは指定運搬方法確認機関が行う確認に係るものを除く。）及び次章の規定を除き、国に適用があるものとする。この場合において、「指定」、「許可」又は「認可」とあるのは、「承認」とする。

第七十八条 (略)

一〇二十七 (略)

二十八 第六十六条の二第二項の規定に違反した者

二十九・三十 (略)

第七十八条の三 第六十一条の二十一の規定による情報処理業務、第六十一条の二十三の十六の規定による保障措置検査等実施業務又は第六十一条の三十七（第六十一条の四十一第三項、第六十一条の四十二第三項及び第六十一条の四十三第三項において準用する場合を含む。）の規定による検査の業務、廃棄物の業務、承認容器による運搬物に係る確認の業務若しくは運搬方法確認の業務の停止の命令に違反した場合には、その違反行為をした指定情報処理機関、指定保障措置検査等実施機関又は指定検査機関等の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金

に処する。

一六六 (略)

七 第六十一条の八の二第五項又は第六十八条第十九項の規定に違反した者

八・九 (略)

十 第六十八条第一項(製錬事業者等に係る部分を除く。)、第二項から第四項まで又は第十二項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

十一 第六十八条第十三項の規定による立入り、検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

第八十条の四 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第六十七条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 第六十八条第五項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

に処する。

一六六 (略)

七 第六十一条の八の二第五項又は第六十八条第十四項の規定に違反した者

八・九 (略)

十 第六十八条第一項(製錬事業者等に係る部分を除く。)、第二項から第四項まで又は第七項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

十一 第六十八条第八項の規定による立入り、検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

第八十条の四 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定検査機関等の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第六十一条の三十六(第六十一条の四十一第三項、第六十一条の四十二第三項及び第六十一条の四十三第三項において準用する場合を含む。)の許可を受けないで検査の業務、廃棄確認の業務、承認容器による運搬物に係る確認の業務又は運搬方法確認の業務の全部を廃止したとき。

二 第六十一条の三十八第一項(第六十一条の四十一第三項、第六十一条の四十二第三項及び第六十一条の四十三第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記

載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

三 第六十一条の三十八第二項（第六十一条の四十一第三項、第六十一条の四十二第三項及び第六十一条の四十三第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を保存しなかつたとき。

四 第六十七条第三項の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 第六十八条の二の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第八十一条の二 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第六十六条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第六十六条の二第二項又は第六十八条の二の規定による命令に違反したとき。

目次

第一章～第四章（略）

第五章 指定安全管理審査機関、指定試験機関及び指定調査機関

第一節 指定安全管理審査機関（第六十七条―第八十条）

第二節 指定試験機関（第八十一条―第八十八条）

第三節 指定調査機関（第八十九条―第九十二条の四）

第六章 削除

第七章 雑則（第一百条―第一百四条）

第八章 罰則（第一百五條―第二百三條）

附則

（使用前検査）

第四十九条 第四十七条第一項若しくは第二項の認可を受けて設置若しくは変更の工事をする事業用電気工作物又は前条第一項の規定による届出をして設置若しくは変更の工事をする事業用電気工作物（その工事の計画について、同条第四項の規定による命令があつた場合において同条第一項の規定による届出をしていないものを除く。）であつて、公共の安全の確保上特に重要なものとして経済産業省令で定めるもの（第三項において「特定事業用電気工作物」という

目次

第一章～第四章（略）

第五章 指定検査機関、指定安全管理審査機関、指定試験機関及び指定調査機関

第一節 指定検査機関（第六十七条―第八十条）

第二節 指定安全管理審査機関（第八十一条―第八十一条の三）

第三節 指定試験機関（第八十二条―第八十八条）

第四節 指定調査機関（第八十九条―第九十二条の四）

第六章 削除

第七章 雑則（第一百条―第一百四条）

第八章 罰則（第一百五條―第二百三條）

附則

（使用前検査）

第四十九条 第四十七条第一項若しくは第二項の認可を受けて設置若しくは変更の工事をする事業用電気工作物又は前条第一項の規定による届出をして設置若しくは変更の工事をする事業用電気工作物（その工事の計画について、同条第四項の規定による命令があつた場合において同条第一項の規定による届出をしていないものを除く。）であつて、公共の安全の確保上特に重要なものとして経済産業省令で定めるものは、その工事について経済産業省令で定めるところ

。は、その工事について経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、これを使用してはならない。ただし、経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

2 (略)

3 経済産業大臣は、第一項の検査のうち、原子力を原動力とする発電用の特定事業用電気工作物であつて経済産業省令で定めるものが前項各号のいずれにも適合しているかどうかの検査に関する事務の一部を、経済産業省令で定めるところにより、独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。

4 機構は、前項の規定により検査に関する事務の一部を行つたときは、遅滞なく、その結果を経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に通知しなければならない。

第五十条 (略)

2 (略)

により経済産業大臣又は経済産業大臣が指定する者の検査を受け、これに合格した後でなければ、これを使用してはならない。ただし、経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

2 (略)

第五十条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定は、前条第一項の経済産業大臣が指定する者が同項に規定する事業用電気工作物について同項の検査を行つた場合に準用する。この場合において、第一項中「経済産業大臣」とあるのは「前条第一項の経済産業大臣が指定する者」と、「仮合格とする」とができる」とあるのは「仮合格とすることができ、この場合において、当該経済産業大臣が指定する者は、あらかじめ経済産業大臣の承認を受けなければならない」と読み替えるものとする。

(燃料体検査)

第五十一条 (略)

2、4 (略)

5 経済産業大臣は、第一項及び第三項の検査に関する事務の一部を、経済産業省令で定めるところにより、機構に行わせるものとする。

6 機構は、前項の規定により検査に関する事務の一部を行つたときは、遅滞なく、その結果を経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に通知しなければならない。

(溶接安全管理検査)

第五十二条 発電用のボイラー、タービンその他の経済産業省令で定める機械若しくは器具である電気工作物（以下「ボイラー等」という。）であつて、経済産業省令で定める圧力以上の圧力を加えられる部分（以下「耐圧部分」という。）について溶接をするもの（第三項において「特定ボイラー等」という。）若しくは発電用原子炉に係る格納容器その他の経済産業省令で定める機械若しくは器具である電気工作物（以下「格納容器等」という。）であつて溶接をするもの（第三項において「特定格納容器等」という。）又は耐圧部分について溶接をしたボイラー等であつて輸入したもの（第三項において「輸入特定ボイラー等」という。）若しくは溶接をした格納容器等であつて輸入したもの（第三項において「輸入特定格納容器

(燃料体検査)

第五十一条 (略)

2、4 (略)

(溶接安全管理検査)

第五十二条 発電用のボイラー、タービンその他の経済産業省令で定める機械若しくは器具である電気工作物（以下「ボイラー等」という。）であつて、経済産業省令で定める圧力以上の圧力を加えられる部分（以下「耐圧部分」という。）について溶接をするもの若しくは発電用原子炉に係る格納容器その他の経済産業省令で定める機械若しくは器具である電気工作物（以下「格納容器等」という。）であつて溶接をするもの又は耐圧部分について溶接をしたボイラー等若しくは溶接をした格納容器等であつて輸入したものを設置する者は、その溶接について経済産業省令で定めるところにより、その使用の開始前に、当該電気工作物について自主検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。ただし、経済産業省

等」という。)を設置する者は、その溶接について経済産業省令で定めるところにより、その使用の開始前に、当該電気工作物について自主検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

2 (略)

3 溶接自主検査を行う電気工作物を設置する者は、溶接自主検査の実施に係る体制について、経済産業省令で定める時期(第五項において準用する第五十条の二第七項の通知を受けている場合にあつては、当該通知に係る溶接自主検査の過去の評定の結果に応じ、経済産業省令で定める時期)に、原子力を原動力とする発電用の特定ボイラー等若しくは輸入特定ボイラー等であつて経済産業省令で定めるもの又は特定格納容器等若しくは輸入特定格納容器等であつて経済産業省令で定めるものを設置する者にあつては機構が、その他の者にあつては経済産業大臣又は経済産業大臣が指定する者が行う審査を受けなければならない。

4 (略)

5 第五十条の二第五項から第七項までの規定は、第三項の審査に準用する。この場合において、同条第五項中「第三項の経済産業大臣が指定する者」とあるのは「機構又は第三項の経済産業大臣が指定する者」と、同条第六項中「当該事業用電気工作物」とあるのは「当該電気工作物」と読み替えるものとする。

(定期検査)

令で定める場合は、この限りでない。

2 (略)

3 溶接自主検査を行う電気工作物を設置する者は、溶接自主検査の実施に係る体制について、経済産業省令で定める時期(第五項において準用する第五十条の二第七項の通知を受けている場合にあつては、当該通知に係る溶接自主検査の過去の評定の結果に応じ、経済産業省令で定める時期)に、経済産業大臣又は経済産業大臣が指定する者が行う審査を受けなければならない。

4 (略)

5 第五十条の二第五項から第七項までの規定は、第三項の審査に準用する。この場合において、同条第六項中「当該事業用電気工作物」とあるのは、「当該電気工作物」と読み替えるものとする。

(定期検査)

第五十四条 特定重要電気工作物（発電用のボイラー、タービンその他の電気工作物のうち、公共の安全の確保上特に重要なものとして経済産業省令で定めるもの）であつて、経済産業省令で定める圧力以上の圧力を加えられる部分があるもの並びに発電用原子炉及びその附属設備であつて経済産業省令で定めるものをいう。次項において同じ。）については、これらを設置する者は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める時期ごとに、経済産業大臣が行う検査を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

2 経済産業大臣は、前項の検査のうち、原子力を原動力とする発電用の特定重要電気工作物であつて経済産業省令で定めるものについての検査に関する事務の一部を、経済産業省令で定めるところにより、機構に行わせるものとする。

3 機構は、前項の規定により検査に関する事務の一部を行つたときは、遅滞なく、その結果を経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に通知しなければならない。

（定期安全管理検査）

第五十五条 特定電気工作物（発電用のボイラー、タービンその他の経済産業省令で定める電気工作物であつて前条第一項で定める圧力以上の圧力を加えられる部分があるもの並びに発電用原子炉及びその附属設備であつて経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置する者は、経済産業省令で定めるところにより、定期に、

第五十四条 発電用のボイラー、タービンその他の電気工作物のうち、公共の安全の確保上特に重要なものとして経済産業省令で定めるものであつて、経済産業省令で定める圧力以上の圧力を加えられる部分があるもの並びに発電用原子炉及びその附属設備であつて経済産業省令で定めるものについては、これらを設置する者は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める時期ごとに、経済産業大臣又は経済産業大臣が指定する者が行う検査を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

（定期安全管理検査）

第五十五条 特定電気工作物（発電用のボイラー、タービンその他の経済産業省令で定める電気工作物であつて前条で定める圧力以上の圧力を加えられる部分があるもの並びに発電用原子炉及びその附属設備であつて経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置する者は、経済産業省令で定めるところにより、定期に、当該特

当該特定電気工作物について自主検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

2・3 (略)

4 定期自主検査を行う特定電気工作物を設置する者は、定期自主検査の実施に係る体制について、経済産業省令で定める時期（第六項において準用する第五十条の二第七項の通知を受けている場合にあつては、当該通知に係る定期自主検査の過去の評定の結果に応じ、経済産業省令で定める時期）に、原子力を原動力とする発電用の特定電気工作物であつて経済産業省令で定めるものを設置する者にあつては機構が、その他の者にあつては経済産業大臣又は経済産業大臣が指定する者が行う審査を受けなければならない。

5 (略)

6 第五十条の二第五項から第七項までの規定は、第四項の審査に準用する。この場合において、同条第五項中「第三項の経済産業大臣が指定する者」とあるのは「機構又は第四項の経済産業大臣が指定する者」と、同条第六項中「当該事業用電気工作物」とあるのは「当該特定電気工作物」と読み替えるものとする。

第五章 指定安全管理審査機関、指定試験機関及び指定調査機関

第一節 指定安全管理審査機関

定期自主検査を行う特定電気工作物を設置する者は、定期自主検査の実施に係る体制について、経済産業省令で定める時期（第六項において準用する第五十条の二第七項の通知を受けている場合にあつては、当該通知に係る定期自主検査の過去の評定の結果に応じ、経済産業省令で定める時期）に、原子力を原動力とする発電用の特定電気工作物を設置する者にあつては経済産業大臣が、その他の者にあつては経済産業大臣又は経済産業大臣が指定する者が行う審査を受けなければならない。

2・3 (略)

4 定期自主検査を行う特定電気工作物を設置する者は、定期自主検査の実施に係る体制について、経済産業省令で定める時期（第六項において準用する第五十条の二第七項の通知を受けている場合にあつては、当該通知に係る定期自主検査の過去の評定の結果に応じ、経済産業省令で定める時期）に、原子力を原動力とする発電用の特定電気工作物を設置する者にあつては経済産業大臣が、その他の者にあつては経済産業大臣又は経済産業大臣が指定する者が行う審査を受けなければならない。

5 (略)

6 第五十条の二第五項から第七項までの規定は、第四項の審査に準用する。この場合において、同条第六項中「当該事業用電気工作物」とあるのは、「当該特定電気工作物」と読み替えるものとする。

第五章 指定検査機関、指定安全管理審査機関、指定試験機関及び指定調査機関

第一節 指定検査機関

(指定)

第六十七条 第五十条の二第三項、第五十二条第三項又は第五十五条第四項の指定は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める区分ごとに、これらの規定による審査（以下「安全管理審査」と総称する。）を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第六十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、第五十条の二第三項、第五十二条第三項又は第五十五条第四項の指定を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第七十八条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

(指定の基準)

第六十九条 経済産業大臣は、第五十条の二第三項、第五十二条第三項又は第五十五条第四項の指定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

(指定)

第六十七条 第四十九条第一項又は第五十四条の指定は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める区分ごとに、第四十九条第一項の検査又は第五十四条の検査（以下この節並びに第九条の二及び第百十七条の三において「検査」と総称する。）を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第六十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、第四十九条第一項又は第五十四条の指定を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第七十九条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

(指定の基準)

第六十九条 経済産業大臣は、第四十九条第一項又は第五十四条の指定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が安全管理審査を実施し、その数が経済産業省令で定める数以上であること。

二 安全管理審査の業務を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて経済産業省令で定める構成員の構成が安全管理審査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 前号に定めるもののほか、安全管理審査が不公正になるおそれがないものとして、経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

五 その指定をすることによつて申請に係る安全管理審査の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

(指定の更新)

第七十条 第五十条の二第三項、第五十二条第三項又は第五十五条第四項の指定は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の指定の更新に準用する。

(安全管理審査の義務)

第七十一条 第五十条の二第三項、第五十二条第三項又は第五十五条第四項の指定を受けた者（以下「指定安全管理審査機関」という。

一 経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が検査を実施し、その数が経済産業省令で定める数以上であること。

二 検査の業務を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて経済産業省令で定める構成員の構成が検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 前号に定めるもののほか、検査が不公正になるおそれがないものとして、経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

五 その指定をすることによつて申請に係る検査の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

(指定の更新)

第六十九条の二 第四十九条第一項又は第五十四条の指定は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の指定の更新に準用する。

(検査の義務)

第七十条 第四十九条第一項又は第五十四条の指定を受けた者（以下「指定検査機関」という。）は、検査を行うべきことを求められた

）は、安全管理審査を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、安全管理審査を行わなければならない。

2 指定安全管理審査機関は、安全管理審査を行うときは、第六十九条第一号に規定する者（以下「安全管理審査員」という。）に安全管理審査を実施させなければならない。

（事業所の変更）

第七十二条 指定安全管理審査機関は、安全管理審査を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、経済産業大臣に届け出なければならない。

（業務規程）

第七十三条 指定安全管理審査機関は、安全管理審査の業務に関する規程（以下この節において「業務規程」という。）を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。

3 経済産業大臣は、第一項の認可をした業務規程が安全管理審査の公正な遂行上不適当となつたと認めるときは、指定安全管理審査機関に対し、業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

ときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、検査を行わなければならない。

2 指定検査機関は、検査を行うときは、第六十九条第一号に規定する者（以下「検査員」という。）に検査を実施させなければならない。

（事業所の変更）

第七十一条 指定検査機関は、検査を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、経済産業大臣に届け出なければならない。

（業務規程）

第七十二条 指定検査機関は、検査の業務に関する規程（以下この節において「業務規程」という。）を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。

3 経済産業大臣は、第一項の認可をした業務規程が検査の公正な遂行上不適当となつたと認めるときは、指定検査機関に対し、業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（業務の休廃止）

(業務の休廃止)

第七十四条 指定安全管理審査機関は、安全管理審査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならぬ。

(解任命令)

第七十五条 経済産業大臣は、指定安全管理審査機関の安全管理審査員がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規程に違反したときは、その指定安全管理審査機関に対し、その安全管理審査員を解任すべきことを命ずることができる。

第七十三条 指定検査機関は、検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならぬ。

第七十四条及び第七十五条 削除

(解任命令)

第七十六条 経済産業大臣は、指定検査機関の検査員がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規程に違反したときは、その指定検査機関に対し、その検査員を解任すべきことを命ずることができる。

(役員及び職員の地位)

(役員及び職員の地位)

第七十六条 安全管理審査の業務に従事する指定安全管理審査機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（適合命令）

第七十七条 経済産業大臣は、指定安全管理審査機関が第六十九条第一号から第四号までのいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その指定安全管理審査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（指定の取消し等）

第七十八条 経済産業大臣は、指定安全管理審査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十条の二第三項、第五十二条第三項又は第五十五条第四項の指定を取り消し、又は期間を定めて安全管理審査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この節又は第五十条の二第五項（第五十二条第五項又は第五十五条第六項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二 第六十八条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

三 第七十二条第一項の認可を受けた業務規程によらないで安全管理審査を行ったとき。

四 第七十二条第三項、第七十五条又は前条の規定による命令に違反したとき。

第七十七条 検査の業務に従事する指定検査機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（適合命令）

第七十八条 経済産業大臣は、指定検査機関が第六十九条第一号から第四号までのいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その指定検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（指定の取消し等）

第七十九条 経済産業大臣は、指定検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第四十九条第一項又は第五十四条の指定を取り消し、又は期間を定めて検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この節の規定に違反したとき。

二 第六十八条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

三 第七十二条第一項の認可を受けた業務規程によらないで検査を行ったとき。

四 第七十二条第三項、第七十六条又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第五十条の二第三項、第五十二条第三項又は第五十五条第四項の指定を受けたとき。

(帳簿の記載)

第七十九条 指定安全管理審査機関は、帳簿を備え、安全管理審査の業務に関し経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、経済産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

第八十条 削除

五 不正の手段により第四十九条第一項又は第五十四条の指定を受けたとき。

(帳簿の記載)

第八十条 指定検査機関は、帳簿を備え、検査の業務に関し経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、経済産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

第二節 指定安全管理審査機関

(指定)

第八十一条 第五十条の二第三項、第五十二条第三項又は第五十五条第四項の指定は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める区分ごとに、これらの規定による審査（以下「安全管理審査」と総称する。）を行おうとする者の申請により行う。

(安全管理審査の義務)

第八十一条の二 第五十条の二第三項、第五十二条第三項又は第五十五条第四項の指定を受けた者（以下「指定安全管理審査機関」という。）は、安全管理審査を行うべきことを求められたときは、正当

な理由がある場合を除き、遅滞なく、安全管理審査を行わなければならない。

2 指定安全管理審査機関は、安全管理審査を行うときは、次条において準用する第六十九条第一号に規定する者（以下「安全管理審査員」という。）に安全管理審査を実施させなければならない。

（準用）

第八十一条の三 第六十八条から第六十九条の二まで、第七十一条から第七十三条まで及び第七十六条から第八十条までの規定は、指定安全管理審査機関に準用する。この場合において、第七十六条中「検査員」とあるのは「安全管理審査員」と、第七十九条第一号中「この節」とあるのは「この節又は第五十条の二第五項（第五十二条第五項又は第五十五条第六項において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

第二節 指定試験機関

（指定）

第八十一条 （略）

2 （略）

（欠格条項）

第八十二条 （略）

第三節 指定試験機関

（指定）

第八十二条 （略）

2 （略）

（欠格条項）

第八十二条の二 （略）

一 (略)

二 第八十八条において準用する第七十八条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 (略)

(経済産業大臣による試験)

第八十七条の二 経済産業大臣は、指定試験機関が第八十四条の二の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第八十八条において準用する第七十八条の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 経済産業大臣が前項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定試験機関が第八十四条の二の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は第八十八条において準用する第七十八条及び前条の規定により経済産業大臣が指定試験機関の指定を取り消した場合における試験事務の引継ぎその他の必要な事項については、経済産業省令で定める。

(準用)

第八十八条 第七十三条、第七十六条、第七十八条及び第七十九条の規定は、指定試験機関に準用する。この場合において、第七十六条

一 (略)

二 第八十八条において準用する第七十九条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 (略)

(経済産業大臣による試験)

第八十七条の二 経済産業大臣は、指定試験機関が第八十四条の二の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第八十八条において準用する第七十九条の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 経済産業大臣が前項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定試験機関が第八十四条の二の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は第八十八条において準用する第七十九条及び前条の規定により経済産業大臣が指定試験機関の指定を取り消した場合における試験事務の引継ぎその他の必要な事項については、経済産業省令で定める。

(準用)

第八十八条 第七十二条、第七十七条、第七十九条及び第八十条の規定は、指定試験機関に準用する。この場合において、第七十七条中

中「職員は」とあるのは「職員（試験員を含む。）は」と、第七十八條第一号中「この節又は第五十條の二第五項（第五十二條第五項又は第五十五條第六項において準用する場合を含む。）」とあるのは「この節」と、同條第二号中「第六十八條第一号又は第三号」とあるのは「第八十二條第一号又は第三号」と、同條第四号中「第七十五條又は前條」とあるのは「第八十四條の五又は第八十六條」と読み替えるものとする。

第三節 指定調査機関

(準用)

第九十二條の四 第六十八條、第七十條及び第七十七條から第七十九條までの規定は、指定調査機関に準用する。この場合において、第七十七條中「第六十九條第一号から第四号まで」とあるのは「第九十條各号」と、第七十八條中「取り消し、又は期間を定めて安全管理審査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずること」とあるのは「取り消すこと」と、同條第一号中「この節又は第五十條の二第五項（第五十二條第五項又は第五十五條第六項において準用する場合を含む。）」とあるのは「この節」と、同條第三号中「第七十三條第一項の認可を受けた」とあるのは「第九十二條の三の規定による届出をした」と、同條第四号中「第七十三條第三項、第七十五條又は前條」とあるのは「第九十二條第二項又は第九十二條の四において準用する第七十七條」と読み替えるものとする。

「職員は」とあるのは「職員（試験員を含む。）は」と、第七十九條第二号中「第六十八條第一号又は第三号」とあるのは「第八十二條の二第一号又は第三号」と、同條第四号中「第七十六條又は前條」とあるのは「第八十四條の五又は第八十六條」と読み替えるものとする。

第四節 指定調査機関

(準用)

第九十二條の四 第六十八條、第六十九條の二及び第七十八條から第八十條までの規定は、指定調査機関に準用する。この場合において、第七十八條中「第六十九條第一号から第四号まで」とあるのは「第九十條各号」と、第七十九條中「取り消し、又は期間を定めて検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずること」とあるのは「取り消すこと」と、同條第三号中「第七十二條第一項の認可を受けた」とあるのは「第九十二條の三の規定による届出をした」と、同條第四号中「第七十二條第三項、第七十六條又は前條」とあるのは「第九十二條第二項又は第九十二條の四において準用する第七十八條」と読み替えるものとする。

(電気工作物検査官)

第百四条 (略)

- 2 電気工作物検査官は、第四十九条第一項、第五十一条第一項若しくは第三項若しくは第五十四条第一項の検査又は第五十条の二第三項、第五十二条第三項若しくは第五十五条第四項の審査に関する事務に従事する。

3 (略)

(事務規程)

- 第百四条の二 機構は、検査等事務(第四十九条第三項、第五十一条第五項及び第五十四条第二項に規定する検査に関する事務の一部並びに第五十二条第三項及び第五十五条第四項に規定する審査をいう。以下同じ。)に係る業務の開始前に、検査等事務の実施に関する規程(以下「事務規程」という。)を定め、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 経済産業大臣は、前項の規定による届出に係る事務規程が検査等事務の適正かつ確実な実施を図るため適当でないと認めるときは、その事務規程を変更すべきことを命ずることができる。
- 3 事務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。

(検査等事務を実施する者)

- 第百四条の三 機構は、検査等事務を行うときは、経済産業省令で定

(電気工作物検査官)

第百四条 (略)

- 2 電気工作物検査官は、第四十九条第一項、第五十一条第一項若しくは第三項若しくは第五十四条の検査又は第五十条の二第三項、第五十二条第三項若しくは第五十五条第四項の審査に関する事務に従事する。

3 (略)

める資格を有する者に実施させなければならない。

(報告の徴収)

第六六条 (略)

2、4 (略)

5 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、機構に対し、その業務の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

6 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定安全管理審査機関又は指定試験機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

(立入検査)

第七七条 (略)

2、5 (略)

6 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機構の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

7 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定安全管理審査機関の事務所若しくは事業所又は指定試験機関の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

8 (略)

(報告の徴収)

第六六条 (略)

2、4 (略)

5 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定検査機関、指定安全管理審査機関又は指定試験機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

(立入検査)

第七七条 (略)

2、5 (略)

6 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定検査機関若しくは指定安全管理審査機関の事務所若しくは事業所又は指定試験機関の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

7 (略)

9 | 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第一項から第三項までの規定による立入検査を行わせることができる。

10 | 経済産業大臣は、前項の規定により機構に立入検査を行わせる場合には、機構に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

11 | 機構は、前項の指示に従つて第九項に規定する立入検査を行つたときは、その結果を経済産業大臣に報告しなければならない。

12 | 第九項の規定により立入検査をする機構の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

13 | 第一項から第七項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(機構に対する命令)

第七七条の二 経済産業大臣は、検査等事務に係る業務及び前条第九項に規定する立入検査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、これらの業務に関し必要な命令をすることができる。

(原子力安全委員会への報告等)

第七七条の三 経済産業大臣は、毎年度、第四十七条第一項及び第二項、第四十九条第一項、第五十条の二第三項、第五十一条第一項及び第三項、第五十二条第三項、第五十四条第一項並びに第五十五条

8 | 第一項から第六項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(原子力安全委員会への報告等)

第七七条の二 経済産業大臣は、毎年度、第四十七条第一項及び第二項、第四十九条第一項、第五十条の二第三項、第五十一条第一項及び第三項、第五十二条第三項、第五十四条並びに第五十五条第四項

第四項の規定による原子力発電工作物に係る認可、検査及び審査の前年度の実施状況について原子力安全委員会に報告し、必要があると認めるときは、その意見を聴いて、原子力発電工作物に係る保安の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

(聴聞の特例)

第九十九条 (略)

2 第十五条第一項から第四項まで、第十六条第一項から第三項まで、第七十五条、第七十八条(第八十八条又は第九十二条の四において準用する場合を含む。)、第八十四条の五又は第八十七条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(指定試験機関の処分等に係る不服申立て)

第九十九条の二 指定試験機関が行う試験事務に係る処分(試験の結果についての処分を除く。)^一又はその不作為について不服がある者は、経済産業大臣に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

(手数料)

第一百十二条 (略)

の規定による原子力発電工作物に係る認可、検査及び審査の前年度の実施状況について原子力安全委員会に報告し、必要があると認めるときは、その意見を聴いて、原子力発電工作物に係る保安の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

(聴聞の特例)

第九十九条 (略)

2 第十五条第一項から第四項まで、第十六条第一項から第三項まで、第七十六条(第八十一条の三において準用する場合を含む。)、第七十九条(第八十一条の三、第八十八条又は第九十二条の四において準用する場合を含む。)、第八十四条の五又は第八十七条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(指定検査機関等の処分等に係る不服申立て)

第九十九条の二 指定検査機関が行う検査の業務又は指定試験機関が行う試験事務に係る処分(試験の結果についての処分を除く。)^一又はその不作為について不服がある者は、経済産業大臣に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

(手数料)

第一百十二条 (略)

一〇三 (略)

四 第四十九条第一項又は第五十一条第一項若しくは第三項の検査を受けようとする者

五 第五十四条第一項の検査を受ける者

六 (略)

2 前項の手数料は、第四十四条の二第一項の規定による委託を受けて指定試験機関がその免状交付事務を行う主任技術者免状の交付を受けようとする者及び指定試験機関がその試験事務を行う電気主任技術者試験を受けようとする者の納めるものについては当該指定試験機関の、機構の行う第五十二条第三項又は第五十五条第四項の審査を受けようとする者の納めるものについては機構の、その他のものについては国庫の収入とする。

(公示)

第一百十二条の二 (略)

一 第四十五条第二項、第五十条の二第三項、第五十二条第三項、第五十五条第四項又は第五十七条の二第一項の指定をしたとき。

二 第五十七条の二第二項、第七十二条、第七十四条又は第九十二条の二の規定による届出があつたとき。

一〇三 (略)

四 第四十九条第一項又は第五十一条第一項若しくは第三項の検査(指定検査機関が行う場合を除く。)を受けようとする者

五 第五十四条の検査(指定検査機関が行う場合を除く。)を受ける者

六 (略)

2 前項の手数料は、第四十四条の二第一項の規定による委託を受けて指定試験機関がその免状交付事務を行う主任技術者免状の交付を受けようとする者及び指定試験機関がその試験事務を行う電気主任技術者試験を受けようとする者の納めるものについては当該指定試験機関の、その他のものについては国庫の収入とする。

(公示)

第一百十二条の二 (略)

一 第四十五条第二項、第四十九条第一項、第五十条の二第三項、第五十二条第三項、第五十四条、第五十五条第四項又は第五十七条の二第一項の指定をしたとき。

二 第五十七条の二第二項、第七十一条(第八十一条の三において準用する場合を含む。)、第七十三条(第八十一条の三において準用する場合を含む。)、又は第九十二条の二の規定による届出があつたとき。

三 第七十八条（第八十八条において準用する場合を含む。）の規定により指定を取り消し、又は安全管理審査の業務若しくは試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四（略）

五 第八十七条又は第九十二条の四において準用する第七十八条の規定により指定を取り消したとき。

六（略）

第一百七十七条の二（略）

一・二（略）

三 第五十条の二第三項、第五十二条第三項、第五十四条第一項若しくは第五十五条第四項（原子力発電工作物に係る場合に限る。）又は第七十七条第一項の規定による審査又は検査を拒み、妨げ、

又は忌避した者

四（略）

第一百七十七条の三 第七十八条（第八十八条において準用する場合を含む。）の規定による安全管理審査の業務又は試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定安全管理審査機関又は指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

三 第七十九条（第八十一条の三又は第八十八条において準用する場合を含む。）の規定により指定を取り消し、又は検査の業務、安全管理審査の業務若しくは試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四（略）

五 第八十七条又は第九十二条の四において準用する第七十九条の規定により指定を取り消したとき。

六（略）

第一百七十七条の二（略）

一・二（略）

三 第五十条の二第三項、第五十二条第三項、第五十四条若しくは第五十五条第四項（原子力発電工作物に係る場合に限る。）又は第七十七条第一項の規定による審査又は検査を拒み、妨げ、又は忌

避した者

四（略）

第一百七十七条の三 第七十九条（第八十一条の三又は第八十八条において準用する場合を含む。）の規定による検査若しくは安全管理審査の業務又は試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定検査機関、指定安全管理審査機関又は指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百十九条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした指定安全管理審査機関又は指定試験機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第七十四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

一の二 (略)

二 第七十九条第一項(第八十八条において準用する場合を含む。

一)の規定に違反して第七十九条第一項に規定する事項の記載をせず、又は虚偽の記載をしたとき。

三 第七十九条第二項(第八十八条において準用する場合を含む。

一)の規定に違反して帳簿を保存しなかつたとき。

四 第百六条第六項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、

又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

五 第百七条第七項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一七 (略)

八 第五十条の二第三項、第五十二条第三項、第五十四条第一項若しくは第五十五条第四項(原子力発電工作物に係る場合を除く。)又は第百七条第二項から第五項までの規定による審査又は検査

第百十九条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした指定検査機関、指定安全管理審査機関又は指定試験機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第七十三条(第八十一条の三において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

一の二 (略)

二 第八十条第一項(第八十一条の三又は第八十八条において準用する場合を含む。)の規定に違反して第八十条第一項に規定する事項の記載をせず、又は虚偽の記載をしたとき。

三 第八十条第二項(第八十一条の三又は第八十八条において準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿を保存しなかつたとき。

四 第百六条第五項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、

又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

五 第百七条第六項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一七 (略)

八 第五十条の二第三項、第五十二条第三項、第五十四条若しくは第五十五条第四項(原子力発電工作物に係る場合を除く。)又は第百七条第二項から第五項までの規定による審査又は検査を拒み

を拒み、妨げ、又は忌避した者

九 (略)

十 第五十七条第四項又は第九十二条の四において準用する第七十九条第一項の規定に違反して第五十七条第四項又は第九十二条の四において準用する第七十九条第一項に規定する事項の記載をせず、又は虚偽の記載をした者

十一 第五十七条第五項又は第九十二条の四において準用する第七十九条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者

十二 (略)

第二百十條の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第六條第五項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 第七條第六項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第二百十一條 (略)

一・二 (略)

三 第十六條第一号、第十七條、第十八條、第十九條又は第二十條 各本條の罰金刑

第二百十二條の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違

、妨げ、又は忌避した者

九 (略)

十 第五十七条第四項又は第九十二条の四において準用する第八十条第一項の規定に違反して第五十七条第四項又は第九十二条の四において準用する第八十条第一項に規定する事項の記載をせず、又は虚偽の記載をした者

十一 第五十七条第五項又は第九十二条の四において準用する第八十条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者

十二 (略)

第二百十一條 (略)

一・二 (略)

三 第十六條第一号、第十七條、第十八條、第十九條又は前條 各本條の罰金刑

反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第四百条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第四百条の二第二項又は第四百七条の二の規定による命令に違反したとき。

改 正 案

現 行

（設置）

第一条（略）

2 前項の「電源立地対策」とは、発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第七条の規定に基づく交付金の交付及び同法第二条に規定する発電用施設の周辺の地域における安全対策のための財政上の措置その他の発電用施設の設置の円滑化に資するための財政上の措置（独立行政法人原子力安全基盤機構に対する交付金の交付を含み、当該財政上の措置に該当するものであつて技術の開発を主たる目的とするものを除く。）で政令で定めるものをいう。

3（略）

一・二（略）

三 独立行政法人原子力安全基盤機構に対する交付金の交付

四 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第 号）第十五条第一項第一号イ及び石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号）第十一条第三号の規定に基づき行う事業に係る補助（交付金、委託費その他の給付金の交付を含む。以下この項において同じ。）

（設置）

第一条（略）

2 前項の「電源立地対策」とは、発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第七条の規定に基づく交付金の交付及び同法第二条に規定する発電用施設の周辺の地域における安全対策のための財政上の措置その他の発電用施設の設置の円滑化に資するための財政上の措置（当該財政上の措置に該当するものであつて技術の開発を主たる目的とするものを除く。）で政令で定めるものをいう。

3（略）

一・二（略）

三 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第 号）第十五条第一項第一号イ及び石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号）第十一条第三号の規定に基づき行う事業に係る補助（交付金、委託費その他の給付金の交付を含む。以下この項において同じ。）

第二条・第二条の二 (略)

(電源立地勘定の歳入及び歳出)

第三条 電源立地勘定においては、第三条の三の規定により電源立地対策に要する費用の財源に充てられる電源開発促進税の収入、第十条第三項ただし書の規定による一時借入金金の借換えによる収入金、独立行政法人原子力安全基盤機構法(平成十四年法律第 号)第十五条第三項の規定による納付金であつてこの勘定に帰属するもの及び附属雑収入をもつてその歳入とし、第一条第二項の交付金及び同項の財政上の措置に要する費用、第十一条第一項の規定による一時借入金金の利子、同条第三項ただし書の規定により借り換えた一時借入金金の償還金及び利子、事務取扱費並びに附属諸費をもつてその歳出とする。

(電源多様化勘定の歳入及び歳出)

第三条の二 電源多様化勘定においては、次条の規定により電源多様化対策に要する費用の財源に充てられる電源開発促進税の収入、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十九条第三項及び独立行政法人原子力安全基盤機構法第十五条第三項の規定による納付金であつてこの勘定に帰属するもの並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、第一条第三項第一号及び第二号の出資金、同項第

第二条・第二条の二 (略)

(電源立地勘定の歳入及び歳出)

第三条 電源立地勘定においては、第三条の三の規定により電源立地対策に要する費用の財源に充てられる電源開発促進税の収入、第十条第三項ただし書の規定による一時借入金金の借換えによる収入金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、第一条第二項の交付金及び同項の財政上の措置に要する費用、第十一条第一項の規定による一時借入金金の利子、同条第三項ただし書の規定により借り換えた一時借入金金の償還金及び利子、事務取扱費並びに附属諸費をもつてその歳出とする。

(電源多様化勘定の歳入及び歳出)

第三条の二 電源多様化勘定においては、次条の規定により電源多様化対策に要する費用の財源に充てられる電源開発促進税の収入、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十九条第三項の規定による納付金であつてこの勘定に帰属するもの及び附属雑収入をもつてその歳入とし、第一条第三項第一号及び第二号の出資金、同項第一号の交付金、同項第三号から第五号までの補助金(交付

一号及び第三号の交付金、同項第四号から第六号までの補助金（交付金、委託費その他の給付金を含む。）、電源多様化対策に係る附帯事務等に関する措置に要する費用、第十一条第一項の規定による一時借入金の子、事務取扱費並びに附属諸費をもつてその歳出とする。

第三条の三、第十五条（略）

金、委託費その他の給付金を含む。）、電源多様化対策に係る附帯事務等に関する措置に要する費用、第十一条第一項の規定による一時借入金の子、事務取扱費並びに附属諸費をもつてその歳出とする。

第三条の三、第十五条（略）